

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業

児童育成支援拠点事業の
実施状況の把握と事業促進に向けた調査研究
報告書

令和8年3月

株式会社日本総合研究所

目次

第1章 調査研究の概要	3
1. 調査研究の背景・目的	3
2. 調査研究の全体像	3
3. 検討委員会の概要	4
4. 成果の公表方法	5
第2章 自治体向けアンケート調査	6
1. 調査概要	6
(1) 調査目的	6
(2) 調査方法	6
2. 調査結果サマリ	7
3. 調査結果詳細（別紙）	9
第3章 自治体向けヒアリング調査	10
1. 調査概要	10
(1) 調査目的	10
(2) 調査方法	10
2. 調査結果サマリ	12
3. 調査結果詳細	14
(1) 鹿児島県錦江町	14
(2) 自治体 A	16
(3) 自治体 B	17
(4) 大阪府高槻市	19
(5) 熊本県熊本市	21
第4章 事業者向けヒアリング調査	24
1. 調査概要	24
(1) 調査目的	24
(2) 調査方法	24
2. 調査結果サマリ	27
3. 調査結果詳細	29
(1) 鹿児島県錦江町「錦江町みんなの居場所「よろっで」	29
(2) 東京都 C 区の拠点	32
(3) 山口県下関市「ぬっく」	36
(4) 愛知県瀬戸市「せと”ここ”ほっとルーム」	40
(5) 神奈川県鎌倉市「海辺のてらハウス」	43

第5章 自治体向け取組ポイント集の作成.....	46
1. 自治体向け取組ポイント集の概要	46
(1) 作成目的	46
(2) 資料構成	46
2. 本編（別紙）	46
第6章 事業者等向け事業開始・運営の手引書の作成	47
1. 事業者等向け事業開始・運営の手引書の概要	47
(1) 作成目的	47
(2) 資料構成	47
2. 本編（別紙）	49
第7章 調査研究のまとめ	50
1. 本事業の課題の概要	50
2. 各課題の詳細と取り組むべき方向性提案	51
資料編	66
1. アンケート調査票	66
2. 申請様式	75
3. 報告様式	76
別紙	86

第1章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的

令和6年度より創設された児童育成支援拠点事業（以下、「本事業」と記す）は、地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条第8項）に位置付けられ、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に整備することが求められている。また、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においても、虐待の未然防止に資する家庭支援事業の1つとして重要な事業であると位置づけられていることから、自治体において積極的な実施が求められている。

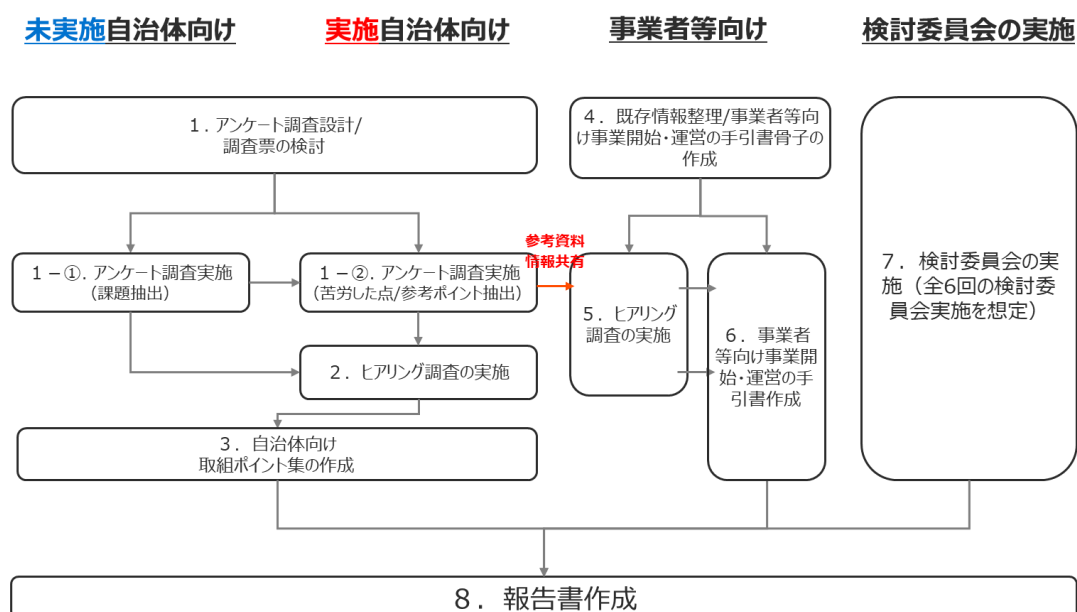
他方、令和6年度子ども・子育て支援交付金交付決定における実施見込市町村数は73自治体であり、全国の市区町村数の5%未満と少ない状況である。本事業の実施率が低い要因として、事業実施のイメージが湧かないことが想定されるため、事業者及び自治体が具体的なイメージをもって事業に取り組めるよう、先進事例の把握・展開の必要性がある。

そこで、本調査研究では、自治体向けのアンケート調査及び先進的に事業を実施している自治体・事業者向けのヒアリング調査を通し、本事業の実態・事業実施の障壁及びその改善に向けた方向性について示唆を得るとともに、調査を通して把握した先進事例に関する情報等を基に、自治体向け取組ポイント集、事業者等向け事業開始・運営の手引書を作成することを目的とする。

2. 調査研究の全体像

本調査研究では、有識者による児童育成支援拠点事業の実施状況の把握と事業促進に関する検討委員会を組成した。アンケート・ヒアリング調査の実施や各種成果物の作成について、検討委員会で議論を行いつつ、図表1のとおりの流れで検討を進めた。

図表 1 検討の流れ



3. 検討委員会の概要

本調査研究において組成した児童育成支援拠点事業の実施状況の把握と事業促進に関する検討委員会の委員名簿は図表 2 のとおりである。

図表 2 委員名簿（敬称略 五十音順）

No.	氏名	所属・役職
1	内田 淳也	嵐山町役場 福祉課 児童福祉担当 副課長
2	大塚 陽子	社会福祉法人越前市社会福祉協議会 在宅福祉部 在宅多機能推進担当課長
3	川松 亮	明星大学 人文学部 福祉実践学科 常勤教授
4	那須 里絵	早稲田大学 総合研究機構 大学研究院講師
5	能島 裕介	尼崎市役所 尼崎市こども政策監
6	李 炯植	認定 NPO 法人 Learning for All 代表理事

児童育成支援拠点事業の実施状況の把握と事業促進に関する検討委員会は図表 3 のとおりのスケジュール・アジェンダにて開催した。

図表 3 検討委員会等のスケジュール・アジェンダ

回	実施時期	アジェンダ
第1回	2025年 9月11日	自治体向けアンケート調査設計 事業者等向け事業開始・運営の手引書構成案の確認
第2回	2025年 11月18日	自治体向けアンケート結果の確認① 事業者ヒアリング候補先の抽出方針の確認 事業者等向け事業開始・運営の手引書の確認①
第3回	2025年 12月17日	自治体向けアンケート結果の確認② 自治体向けヒアリング候補先の抽出方針の確認 事業者等向け事業開始・運営の手引書の確認②
第4回	2026年 1月20日	ヒアリング結果の共有① 報告書とりまとめ方針の確認
第5回	2026年 2月17日	ヒアリング結果の共有② 自治体向け取組ポイント集の確認① 事業者等向け事業開始・運営の手引書の確認③ 報告者アジェンダの確認
第6回	2026年 3月19日	ヒアリング結果の共有③ 自治体向け取組ポイント集の確認② 事業者等向け事業開始・運営の手引書の確認④ 報告書の確認

自治体向けアンケート調査は、第1回で調査設計について議論を行い、議論の内容を踏まえて事務局にて実施した。調査結果は主に第2、3回にて共有し、議論を受けて適宜追加分析を実施した。

ヒアリング調査は、第2回で事業者向けヒアリング候補先の抽出方針、第3回で自治体向けヒアリング候補先の抽出方針について議論を行い、議論の内容を踏まえて事務局にて実施した。調査結果は、第4、5、6回にて随時共有した。

自治体向け取組ポイント集は、自治体向けアンケート調査・自治体向けヒアリング調査の結果を元に作成を進め、第5回で初稿を提示し議論を行い、第6回での議論をもって最終化した。

事業者等向け事業開始・運営の手引書は、参考資料を収集して初稿を作成し、第2、3回にて議論を行った。その後、事業者向けヒアリング調査で収集した情報を基に更新した上で、第5、6回で再度議論を行い最終化した。

報告書は、第4回で大まかなとりまとめ方針を議論した後、第5回ではアジェンダを確認し、第6回にて初稿を提示して議論を行った上で最終化した。

4. 成果の公表方法

本事業の成果は、株式会社日本総合研究所のホームページにおいて公開する。

第2章 自治体向けアンケート調査

1. 調査概要

(1) 調査目的

自治体向けアンケート調査は、全国の市区町村を対象に、実施自治体については事業開始時や運営上の実態・課題の把握、未実施自治体については事業を実施できない理由や障壁の把握を目的として実施した。

本調査から得られた調査結果は、自治体・事業者支援策や制度変更等の本事業促進に向けた方向性提案の検討材料とするほか、自治体・事業者ヒアリング先選定や、自治体向け取組ポイント集や事業者等向け事業開始・運営の手引書といった成果物作成の材料としても活用した。

(2) 調査方法

自治体向けアンケート調査の対象・手法等の概要は図表4のとおりである。

図表4 調査概要

対象	市区町村 ※悉皆
調査手法	こども家庭庁より都道府県担当部局に調査依頼し、都道府県より全市区町村に調査依頼
調査票	Web アンケート、または Excel 調査票での回答
実施時期	2025年10月8日～10月28日
回答数	1,084 自治体

自治体向けアンケート調査の設問構成は図表5のとおりである。

図表5 設問構成

大分類	小分類	設問
1. 自治体概要		
自治体概要	自治体名	都道府県名、市区町村名
	連絡先等	回答部署・連絡先
	対象者人数・施設	要保護児童・要支援児童の人数、こども家庭センターの設置有無
	本事業実施有無	本事業実施有無、量の見込み算出状況およびその方法

大分類	小分類	設問
2. 児童育成支援拠点の実施実態（実施自治体）		
事業概要	基礎情報	拠点名（全て）、直営/委託（施設ごと）
	課題	立ち上げ期/実施期に苦労した点・課題、その他国・都道府県へのご意見
[施設別] 支援提供 状況	施設基本情報	施設運営者種別、事業開始時期、定員、開所日数・開所時間、利用者数（年間）、施設種別、同一施設で実施されている他事業、スティグマへの対応、長期休暇期間の課題
	人員配置状況	人員配置数（送迎スタッフの有無含む）、長期休暇期間の体制整備の工夫、人材確保方法、人材定着に係る工夫点
	研修	活用している既存研修
	支援内容詳細	支援内容詳細、送迎支援の実施有無、支援の質向上のために工夫している点
	利用対象者詳細	利用対象者の年齢、利用児童が抱える背景、18歳以上への対応、困難を抱えた児童の有無
	支援の流れ	相談の流入経路、アセスメントの実施有無
	個人情報の取扱い	個人情報の取得タイミング、取得内容
	外部機関との連携	ケース会議参加状況、外部機関連携に係る工夫点
財団等からの助成	事業開始前の財団等からの助成有無、本事業移行時の課題	
3. 児童育成支援拠点事業の検討状況（未実施自治体）		
検討状況	事業検討状況	事業実施の検討状況、事業開始にあたっての課題（支援の必要性の説明、予算の見積、支援提供体制の構築等）、他事業実施の状況、今後取り組みたい支援、その他国・都道府県へのご意見

2. 調査結果サマリ

自治体向けアンケート調査により、図表 6 に示すと通りの調査結果及び示唆が得られた。

図表 6 自治体向けアンケート調査結果及び示唆

検討・報告事項	調査結果及び、示唆 ¹⁾
1 事業実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 回答した自治体のうち、児童育成支援拠点事業を実施している割合は約7%と低い水準にある。 事業実施率は人口規模によって異なり、小規模自治体はさらに実施率が低い。
2 量の見込み算出状況	<ul style="list-style-type: none"> 量の見込みをそもそも算出していない自治体が7割強となっており、算出を行っていない理由は、「対象児童の定義を定めていない」の回答が多い。このことから、「対象児童」の考え方について、算出自治体における手法・考え方を例として示す等によって、説明を充実させる必要があると思われる。 国が提示する方法で量の見込みを算出している自治体における対象児童の算出は、ニーズ調査の実施、相談件数・支援実績の活用、児童相談所・要対協等何らかの機関で把握しているリスクのある児童数の活用、虐待通告件数・ネグレクト件数の活用、等の方法がとられている。 国が提示する方法以外で量の見込みを算出している自治体における量の見込み算出は、ニーズ調査、要対協・要保護児童の人数、類似事業の実績値、施設定員、などを算出根拠として活用している。
3 (実施自治体) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体において支援の「必要性を示す」ことに苦労した自治体が最も多く、本事業の必要性をわかりやすく説明する補助が必要であると思われる。 事業の実運用においては拠点の人材確保に苦労している自治体が4割強となっており、人材不足が運営上の大きな課題となっている。
4 (実施自治体_施設ごと) 施設基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営事業者は「こども・若者の居場所提供事業者」が最も多い。施設定員は10名～19名程度。実施要綱に記載の通り、朝夜まで終日営業している施設がボリュームゾーンである。 長期休暇中の課題として人員体制の確保が難しい自治体が半数弱存在し、他事業・他施設からのフォローやボランティアの活用で運営している。 スティグマ対策として施設・空間の使い方・動線管理や利用時間・曜日の工夫、利用者・関係者への理解促進・説明等の工夫がとられている。
5 (実施自治体_施設ごと) 人員配置状況・研修	<ul style="list-style-type: none"> 施設の人材確保方法として拠点勤務者・利用者からの紹介が最も多い。 長期休暇期間中の開所においては既存人員に多くシフトを入れてもらうよう依頼し、運営している。 人材定着の工夫として制度・環境・働きやすさ(シフト等)の工夫やコミュニケーション・相談しやすい職場づくり等の独自の工夫がとられている。 研修は行政・自治体・教育委員会主催の研修や民間財団・団体内主催の研修や、施設運営事業者内の研修を活用している。
6 (実施自治体_施設ごと) 支援内容詳細	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援について児童の状況にあった十分な学習サポートを行うことが困難である施設が半数であり、学校の先生に依頼するなど学校と連携・協力といった工夫を実施している。 食事については約300円～400円程度で提供されており、拠点内で職員が調理している割合が6割強となっている。 9割以上が学校(96.2%)と連携しているが学校内で本事業の周知・理解が十分に進んでいないことが課題となっており、連携をスムーズに進めるため、市町村が学校・教育委員会等に事業説明を行い理解・周知を実施する等している。 保護者の支援については児童を支援している職員が担当しており、児童の様子の共有や送迎の際の声掛け等の支援を行っている。 送迎支援を行う施設は6割強である。
7 (実施自治体_施設ごと) 利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用者について、小学生～中学生の利用が多く、80%前後の施設で利用がある一方、16歳以降の利用がある施設は42.5%である。 本事業を利用している児童は、経済的困窮・ひとり親家庭などの背景を抱えていることが多い。 18歳に到達した後の支援として同拠点で継続的に支援している施設が3割強、一方で特設支援を行っていない施設は4割強となっている。児童が18歳に到達した後の取り扱いについて、事例等の共有が必要であることが窺える。 児童が抱える障害・困難や課題として学習の遅れ、発達障害が9割弱の施設で挙げられている。
8 (実施自治体_施設ごと) 支援の流れ・個人情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 利用にあたっての相談については学校や保護者からの相談、母子保健・児童福祉機能からの相談が多い。 利用決定においてアセスメントを実施する施設が9割強となっている。 利用決定前と利用決定後で児童に関わるより詳細な情報(サポートプラン等)が施設に共有される。
9 (実施自治体_施設ごと) 外部機関との連携・財団等からの助成	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が個別ケース会議に参加している施設は多く、外部機関の連携において学校、行政、地域、複数機関連携の工夫等、連携先に合わせた連携の工夫を実施している。 本事業開始前に助成を受けていた施設は3割強であり、移行においては事業目的・利用対象者に関する課題、財政・予算に関する課題、運営・実施体制に関する課題等が挙げられている。財団助成からの移行に際して頻発する課題の対処方法について、事例等により対処の方向性を一定示すことが必要である。
10 (未実施自治体) 事業検討状況・事業開始にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> 未実施自治体において、実施の検討を行っていない自治体が半数近くあり、具体的な検討を行っていない自治体を含めると8割超である。一方で、今後取り組みたい支援として、子育てに不安を抱える家庭への支援、不適切な養育環境にいる児童への支援と回答した自治体は半数以上ある。 事業開始にあたっての課題として、サービス提供事業者の不足、市町村側のリソース不足、利用可能な拠点不足が多く挙げられている(小規模自治体においては特に課題として挙げられている)。このことから、特に広域連携の手法や事例を共有する等によって、委託事業者や施設の確保を支援する取組の必要性が窺える。 未実施自治体の中には、主に放課後児童健全育成事業、放課後子供教室事業、地域こどもの生活支援強化事業、等の類似事業の実施によって本事業のニーズを満たしているという自治体が一定数存在した。国としては、特に上記のような主な類似事業と本事業の目的・役割の棲み分けを明示的に示すことにより、自治体において実施可否の判断を下しやすくなるよう促す必要がある。
11 (未実施自治体) 国/都道府県への要望	<ul style="list-style-type: none"> 国・都道府県への要望として、財政支援、事業実施事例等の情報提供、事業運営・体制の整備支援、事業要件の緩和、人材・事業者・施設の確保支援、等が挙げられている。

Note: 1)水色ハイライト表記は示唆を示す

3. 調査結果詳細（別紙）

自治体向けアンケート調査の調査結果詳細は「別紙 1_アンケート調査結果資料」に記す。

第3章 自治体向けヒアリング調査

1. 調査概要

(1) 調査目的

自治体向けヒアリング調査は、本事業の実態・課題把握を行い、事業の実施促進や支援の質向上に向けた課題の抽出を行うこと、及び自治体向け取組ポイント集作成のための好事例を把握することを目的として実施した。

ヒアリング調査実施に当たっては、自治体向けアンケート調査で得られた全国の取組状況をもとに、実態・課題把握や好事例として参考になりそうな自治体を選定した。

(2) 調査方法

<調査実施の流れ>

まず、自治体向けアンケート調査にて課題として挙げられたポイントを中心に、ヒアリングにて具体的な事例や取組状況を聴取したい事項を検討した (①)。次に、ヒアリングにて聴取したい事項をもとに、ヒアリング対象自治体の選定において考慮すべき観点を検討し、子ども家庭庁と相談の上、ヒアリング対象自治体を選定した (②)。アンケート調査にて回答いただいた連絡先より、選定したヒアリング対象自治体にヒアリング調査を打診し、自治体の協力が得られた場合に、ヒアリング調査を実施した (③)。

<ヒアリング項目の検討 (①) >

自治体向けアンケート調査にて課題として挙げられたポイントを中心に、ヒアリング調査にて具体的な事例や取組状況を聴取したい事項を図表 7 のとおりに整理した。

図表 7 自治体向けヒアリング項目

分類	ヒアリング項目
ニーズの算出	<ul style="list-style-type: none">・ 「量の見込み」の計算方法・ 上記計算方法に決定するまでの検討経緯
自治体内での説明	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業の予算獲得の阻害要因（自治体内で必要性が低いとみなされる場合の要因）・ 各自治体における必要性の説明方法
予算の算出	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業の予算の積算方法・ （特に日本財団「子ども第三の居場所」等からの移行の場合）予算が不足しやすい実施内容

事業者確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業検討時の事業者有無の状況 ・ 実施事業者確保の方法・経緯
事業実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の実施要綱の内容から各自治体にて調整した部分 ・ (ある場合) 上記調整の理由
事業の役割・事業者との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一連の支援の流れにおける事業者との役割分担状況（特に虐待通告等のイレギュラー発生時の対応等） ・ 役割分担等における事業者やその他機関との連携・コミュニケーション状況
事業実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の立場として事業を実施する上の課題 ・ 事業者から自治体への対応として要望を受ける事項

<ヒアリング対象自治体の選定 (②) >

自治体向けアンケート調査で把握した課題やヒアリング調査にて聴取したい事項をもとに、ヒアリング対象自治体の選定において考慮すべき観点の検討を行った。

<p>1. <u>大規模・小規模双方の自治体</u> 自治体の規模により課題や取組の状況が異なることが考えられるため、人口の大規模・小規模双方の自治体にヒアリングできるように選定する</p> <p>2. 「<u>量の見込み</u>」の算出に工夫がある自治体 自治体向けアンケート結果より、「量の見込み」の算出を行っていない、算出の仕方が分からない自治体が多いことから、「量の見込み」の算出に工夫があり、他自治体の参考になりそうな自治体を選定する。 ※自治体向けアンケート Q7、Q8（「量の見込み」の算出に関する設問）の回答参照</p> <p>3. <u>課題を感じた経験がある自治体</u> 課題の把握及び課題への対応の好事例の把握のため、「量の見込み」、事業の必要性の説明、事業者確保等に課題を感じた経験がある自治体を選定する。 ※自治体向けアンケート Q11、Q12（事業検討時/実施時の課題に関する設問）の回答参照</p> <p>4. <u>日本財団「子ども第三の居場所」からの移行により本事業を実施している自治体</u> 日本財団「子ども第三の居場所」等から本事業に移行する自治体が今後増えると考えられる。移行における課題やポイントを把握できるよう、日本財団「子ども第三の居場所」からの移行により本事業を実施している自治体を選定する。 ※自治体向けアンケート Q36（日本財団「子ども第三の居場所」からの移行有無に関する設問）の回答参照</p>

上記方針にて調査対象候補自治体を抽出し、こども家庭庁と相談の上、図表 8 に記載の

5 自治体をヒアリング調査対象として選定した。

図表 8 自治体向けヒアリング対象と選定理由

対象自治体	選定理由（アンケート回答より）
鹿児島県錦江町	・量の見込みを算出の上で本事業を実施している小規模自治体（人口1万人未満）
自治体A	・量の見込みを算出の上で本事業を実施している小規模自治体（人口1万人～5万人） ・日本財団事業からの移行に課題がある
自治体B	・量の見込みを算出の上で本事業を実施している小規模自治体（人口1万人～5万人） ・自治体内で事業の必要性を示すのに苦慮している
大阪府高槻市	・量の見込みを算出の上で本事業を実施している人口20万人以上の大規模自治体 ・日本財団事業からの移行に課題がある
熊本県熊本市	・量の見込みを算出の上で本事業を実施している人口50万人以上の大規模自治体 ・日本財団事業からの移行による実施である ・自治体内で事業の必要性を示すのに苦慮している

<ヒアリング調査の実施（③）>

自治体向けヒアリング調査は、図表 9 に記載の日程でオンライン会議にて実施した。なお、都合の合う日程には、こども家庭庁担当者もヒアリングに同席した。

なお、自治体Bはヒアリング項目について文書にて回答をいただいた。

図表 9 自治体向けヒアリング実施日程

対象自治体	実施日程
鹿児島県錦江町	2月3日（火）14:00-16:00
自治体A	1月28日（木）14:00-16:00
自治体B	文書回答（2月27日（金）受領）
大阪府高槻市	2月4日（水）15:00-17:00
熊本県熊本市	2月6日（金）10:00-12:00

2. 調査結果サマリ

自治体向けヒアリング調査により、以下の調査結果及び示唆が得られた。

図表 10 自治体向けヒアリング調査結果及び示唆

検討・報告事項	ヒアリング調査結果及び、示唆 ¹⁾
1 ニーズの算出	<ul style="list-style-type: none"> 日本財団の子ども第三の居場所等の類いの居場所事業を実施している自治体の場合、当該事業における利用実績を参考にして量の見込みを算出することが効率的な算出方法の1つである。 一方、類似事業の実施が無い自治体の場合は、対象児童像を明確化した上で、本事業のニーズを持ちうる児童・家庭と接点を持つ関係所管（子ども家庭センター、教育委員会、SSW、要対協など）に対してニーズ調査を行うことが有効な算出方法である。
2 自治体内での説明	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を自治体内で説明する上での阻害要因として、本事業の対象・内容のイメージがきづづらいこと、類似事業がある中での費用対効果が不明であること、などが確認された。本事業において短期的・定量的な費用対効果は示しにくい、どのような対象にどのようなサービスを行ってどのような効果が生めるか、といった個別ケース（児童・保護者）単位での事業実施イメージ・定性的効果を説明することは有効である。 また、本事業の効果として挙げられた、これまで支援が届いていなかった児童・家庭を支援できること、虐待等深刻なケースに陥るリスクを早期発見できること、早期リスクの発見による行政コスト軽減、について説明することも有効な可能性がある。
3 予算の算出	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の必要予算の算出について、国の補助基準額通りとしている事例や事前に事業者とコミュニケーションをとっている事例が確認された。事業性が低くなりがちな本事業においては、事業者からの事前の見積取得やヒアリング実施等によって予算の妥当性を確認し、必要に応じて無理のない実施内容へ調整を行うことが望ましい。
4 事業者確保	<ul style="list-style-type: none"> 委託している自治体は実施意向のある事業者が地域に元々あり、事業者が見つからなかった自治体では直営で本事業を実施していた。このことから、地域に実施事業者が無い自治体においては直営での実施を視野に入れて検討する必要があると見える。 一方、必ずしも居場所関連事業者のみが本事業に参画しているわけではないため、幅広く関連事業を行う事業者の探索や、他地域の事業者誘致などの検討の余地はある。
5 18歳到達後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童が18歳に到達した後の支援について、自治体における他事業実施状況や委託事業者の実施事業等の実情を踏まえた上で事前に想定されていると望ましい。 ヒアリングでは、重層的支援体制整備事業の枠組みでの継続支援、拠点による継続支援（本事業対象者以外の受入を可能とする仕様設定）、といった事例が確認された。
6 支援の流れ_周知・広報、流入経路	<ul style="list-style-type: none"> スティグマ対策の観点から、学校（SSW）・要対協・子ども家庭センター等の紹介経由での利用を主として広く周知・広報を行わない自治体と、HP等であって広く事業を周知・広報することで事業理解を進めスティグマ抑制を図り、利用も促進する自治体の両方が確認された。人口規模やニーズ想定なども踏まえた上で、自治体の特性に合わせた広報を実施することが望ましい。
7 支援の流れ_利用決定までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> 最終的な利用決定は自治体が行うものの、利用者との面談やアセスメントは自治体が行う事例、事業者が担う事例の両方が確認された。実施事業者の持つノウハウ等に応じて、アセスメント・面談等の役割分担を検討できると望ましい。 また、学校やSSW経由の児童・家庭の場合、日ごろから接点がある担当者やSSWがアセスメント等に行きけると望ましい。 利用勧奨の際は、保護者が事業の利用に抵抗感を覚えないようコミュニケーションに留意しつつ、事業利用のメリットを提示することが有効である。ヒアリングでは、「養育環境に困難がある家庭」といった表現は使わないという事例や、「宿題を見てくれる」「ご飯を提供する」保護者の負担軽減になるといったメリットを提示している事例が確認された。 本事業の要件に当てはまる児童のうち、民間事業等で支援を受けている児童を本事業の利用対象とするかなど、本事業の対象の線引きが困難であるという声が聞かれた。特に大規模自治体において、人口規模・ニーズ量と受入可能数や地域における重点課題等を考慮した上で、優先的に本事業を利用してもらう対象の基準等を事前に明確にしておく必要性が示唆された。
8 支援の流れ_関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 自治体は新たに支援が必要な利用児童等の報告を受けた際に速やかに対処できるよう、庁内関係所管と適宜ケース会議を行える体制を整えられると望ましい。ヒアリングでは、要対協ケース会議、重層的支援体制整備事業の支援会議、といった枠組みを活用している事例が確認された。 児童が利用する学校や放課後等デイサービス等の庁外関係機関との連携については、自治体の実情に応じて役割分担を定めた上で適切な体制を構築することが重要である。ヒアリングでは事業者による対応としている事例が複数確認されたほか、行政への相談に慎重な保護者の場合は関係機関との連携窓口を事業者が担うといった分担整理としている事例も確認された。 関係機関との連携の際は、要対協ケースでない場合の情報共有が困難となる場合がある。そのため、利用申請時の際等で関係機関間での情報共有に同意をもらうことが望ましい。
9 支援の流れ_イレギュラー対応	<ul style="list-style-type: none"> 虐待通告、帰り渋り、事故・病気等のイレギュラー発生時の対応フロー（自治体の閉庁時間における対応含む）は事前に定めておくことが望ましい。 ヒアリングでは、イレギュラーが発生した際は、事業者にて一次対応を行いつつ、事業者が自治体に随時報告を行い、その後の対応は自治体が行う（適宜児童相談所や警察へ連絡）、という対応が一般的であった。

検討・報告事項		ヒアリング調査結果及び、示唆 ¹⁾
1 0	支援の流れ_利用終了判断	<ul style="list-style-type: none"> 利用終了の判断基準を設定・運用しているケースは確認されなかったが、特に大規模自治体において、今後の定員逼迫への懸念から、今後利用終了判断の基準を定める必要性が示唆された。 サポートプラン見直しや本事業の利用申請更新時のアセスメント・面談の機会を活用した利用終了判断は一案として考えられる。
1 1	事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> これまで支援が届いていなかった児童・家庭を支援できること、虐待等深刻なケースに陥るリスクを早期発見できること、早期リスクの発見による行政コスト軽減、について説明することも有効な可能性があること、などの効果が確認された。 定量的な効果検証を行っている事例は確認されなかった。
1 2	事業実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 拠点の人員確保が課題であるとの声が聞かれた。特に15時以降に稼働できるスタッフや送迎スタッフの確保が困難であるとの声が聞かれた。 事業実施に係る負荷と補助が見合っていないという声が聞かれた。具体的には、送迎支援の負荷が重いといった声、開所日数以外にも作業が発生しているとの声や、追加人員に対する加算や障がい児支援に対する加算を要望する声が聞かれた。 利用頻度に波がある児童に対する利用促進が課題であるとの声が聞かれた。 拠点での生活・食事支援から、最終的には家庭で十分な生活・食事が行える状態とするための支援が必要であるとの声が聞かれた。 自治体単独では予算が不足するため、国の補助拡充を求める声が聞かれた。

Note: 1)水色ハイライト表記は示唆を示す

3. 調査結果詳細

(1) 鹿児島県錦江町

課名	介護福祉課
ヒアリング日時	2月3日(火) 14:00-16:00
拠点の名称	錦江町みんなの居場所「よろっで」
人口	6,165人(※)
要保護・要支援児童数	2人

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)(総計)」

■ 概要・開設経緯

- ✓ 町内1拠点(委託)で実施している。
- ✓ 児童の放課後の居場所となる事業が放課後児童クラブのみであったため、本事業実施の検討を始めた。

■ ニーズの算出

- ✓ 児童と接する機会のある所管(教育委員会、学校等)と情報交換をして、要保護児童対策地域協議会ケースのうち本事業のニーズがありそうな児童の数を算出した。

■ 自治体内での説明

- ✓ 財政所管から特に反対はなかった。
- ✓ 本事業について、これまで支援が難しかった児童・家庭を生活面・学習面を含め支援できること、虐待に至る前段階で情報をキャッチできることなどのメリットを感じてもらえた。

■ 予算

- ✓ 事業者に予算（人件費、賃借料、など）についてヒアリングを行い参考にして予算を組んだ。他事業から流用可能な備品等も考慮した。

■ 事業者確保

- ✓ 見守り強化事業に取り組んでいる事業者（結果本事業を受託した事業者）が本事業の実施意向があった。調達時はプロポーザル方式としたが、参加は当該事業者1社のみであった。
- ✓ プロポーザルは、公告が令和7年3月4日、提案期限が3月21日、結果通知が3月27日、拠点開所が4月、というスケジュールで実施した。施設整備は4月以降に開所と並行して進めた。

■ 事業実施内容

- ✓ 国の実施要綱のとおり実施している。
- ✓ 18歳到達後の対応ケースは現状ないが、到達後も立ち寄ってもらえると望ましいと考えている。

■ 支援の流れ（事業者との役割分担）

- ✓ 周知・広報：HPにパンフレットを掲載するなど広く広報している。人口が少ないこともあるが、多くの家庭に知ってもらうことで利用者への偏見等もなくなり、気軽に利用しやすくなると考えた。
- ✓ 流入経路：広報を通じた利用（利用児童の口コミ含む）が主である。「量の見込み」算出の際の想定ケースも含め個別の利用勧奨は行っていない。
- ✓ 利用開始まで：最初の相談窓口は事業者で、アセスメントも事業者が行う。その上で事業者から町へ申請（独自の申請）を行い、この申請を受けて町から改めて保護者に申請（本事業の正式な申請）の案内を行い、町が精査した上で利用決定となる。
- ✓ 関係機関との連携：事業者からは月1回の定期報告と随時報告がある。気になる児童の報告があった際は、児童の健診の受診状況、幼稚園・学校への通園・通学情報も確認した上で、深刻なケースと断定できなくても適宜柔軟に要保護児童対策地域協議会のケース会議を開いて協議を行うスキームとしている。
- ✓ イレギュラー対応：虐待について事業者から報告を受けた場合、児童相談所、警察署と連携・情報共有することとしている。
- ✓ 利用終了判断：実ケースはない。児童からの希望でない限り利用終了とはならないのではないかと。
- ✓ 課外活動サポート：公共施設の利用調整を行うなど、要望に応じて可能な範囲でサポートを行っている。

■ 事業の効果

- ✓ 今までアプローチできなかった児童・家庭の情報が集まるようになった。また、情報が早くキャッチできることで他の関係機関との連携スピードが上がった。

■ 事業実施上の課題

- ✓ 児童の状況をより把握できるようになるため業務負荷が増える側面はあるが、それ以上に価値のある事業だと感じている。

(2) 自治体 A

課名	—
ヒアリング日時	1月28日(木) 14:00~16:00
拠点の名称	—
人口	1~5万人程度(※)
要保護・要支援児童数	—

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

■ 概要・開設経緯

- ✓ B&G 財団からのオファーを受け、「子ども第三の居場所」を令和2年度から1拠点、令和4年度から2拠点開設した。うち、令和4年度に開設した2拠点を本事業に移行し、直営で運営している。
- ✓ 放課後の居場所が少ないことに課題感があり、特に放課後デイサービス等の療育支援が不足している地域に開設している。
- ✓ 元々自治体が持っている公民館等の建物を改修して使用している。

■ ニーズの算出

- ✓ ニーズについては、利用実績及び市内の支援が必要な対象者数等を考慮して算出する。

■ 自治体内での説明

- ✓ 首長がこども関連施策に財源を充てる方針だったこともあり、自治体内での説明に特に支障はなかった。

■ 予算

- ✓ 必要人数の想定を基に、自治体内の基準をもとに人件費を算定した。
- ✓ 必要人数は定員15名に対し、最低必要人数が3名（フルタイム2名、スポット1名）と想定した。
- ✓ 食事支援は特に児童の成長のために重要であるため、より手厚く補助があると望ましい。

■ 事業者確保

- ✓ 自治体内に児童支援を行う事業者がいなかったため、直営で運営している。

■ 事業実施内容

- ✓ 日本財団「子ども第三の居場所」と本事業であり差異はなく、特に移行に苦慮す

る点はなかった。

- ✓ 18歳到達後は重層的支援体制整備事業の枠組みで関わりを持つ形となる。

■ 支援の流れ（事業者との役割分担）

- ✓ 周知・広報：広報は行っていない。
- ✓ 流入経路：重層的支援体制整備事業での関わりや学校からの相談を受け、当課と協議の上で個別に本事業を紹介する。
- ✓ 利用開始まで：利用勧奨は当課のほか学校や重層的支援体制整備事業の担当者に適宜アプローチしていただく。適宜保護者・児童には拠点を見学してもらった上で利用判断をしていただいている。利用勧奨の際は、子育てに困難な家庭が対象であるので、適度な距離感を保つことを意識して行っている。
- ✓ 関係機関との連携：小学校との連携が最も多く送迎時にスタッフが先生と話をすることもあつた。また、ケース会議（重層的支援体制整備事業の支援会議）に当課職員に加えて拠点スタッフも参加し、そこで情報共有を行うこともある。また、学期に1回程度、三者（拠点スタッフ・当課・保護者）面談をしていて、児童の成長・課題を保護者から聞いたり、それに対してアドバイスしたりする。

■ 事業の効果

- ✓ 小学生で不登校（全欠席）の児童が拠点利用を通じて登校できるようになり、中学校には毎日通えるようになったケースや、親子関係に改善が見られたケース、などがあつた。
- ✓ リスクの早期発見ができることは児童の成長を考えると必要なことである。負担があるが、支援を受けられずに大人になってしまった際に必要となる支援の方が負担が大きいのではないかと。

■ 事業実施上の課題

- ✓ 拠点スタッフ確保が最も課題である。ハローワークや当課職員の伝手で確保しているが、特に15時以降に稼働できるスタッフが少ない。人手が足りない日は当課職員がサポートに行くこともある。
- ✓ 国の補助は人件費加算が手薄に感じる。例えば、放課後等デイサービスは人員に対する追加加算や障がい児支援に対する加算等がある。
- ✓ 拠点に児童が夜までいて夕食・入浴を済ませてしまうのではなく、家で夕食・入浴できるようにするための支援が本来は必要である。

（3）自治体B

課名	—
ヒアリング日時	文書回答（2月27日（金）受領）
拠点の名称	—

人口	1～5万人程度（※）
要保護・要支援児童数	—

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

■ 概要・開設経緯

- ✓ 自治体内1拠点（委託）で実施している。
- ✓ 児童の放課後の居場所となる事業が放課後児童クラブのみであったため、本事業実施の検討を始めた。

■ ニーズの算出

- ✓ こども家庭センターで管理している要保護児童対策地域協議会に登録している児童の中から、特に生活環境の改善を目的に利用推奨したいケース数を、各ケースの児童の放課後の過ごし方等から各相談員が判断して算出した。

■ 自治体内での説明

- ✓ 要保護児童対策地域協議会登録世帯の増加傾向、具体的なケースの困難、見守りケースの受け皿不足等を伝え、事業の必要性を説明した。
- ✓ 高校生になると自治体との接点が無くなっていく点を課題として捉えていた。（当自治体では高校生の利用もある。）また、金銭的な事情等から放課後児童クラブに通えていない児童もいたため、放課後の居場所の選択肢として本事業が必要だと考えていた。
- ✓ また、本事業は専門的な知識を備えた職員が関わり、利用者に応じた包括的な支援を行うため、運営費が高額になるのはやむを得ないことを伝え、予算確保をお願いした。財政所管からは、要求した予算の具体的な内訳を提出するように指示を受けた。

■ 事業者確保

- ✓ 本事業の採択事業者は他事業で繋がりがあある関係から当自治体の状況を知っていたので、検討時点で委託先の候補であった。一方、委託事業者はプロポーザルにより選定したため、確定ではなかった。

■ 支援の流れ（事業者との役割分担）

- ✓ 周知・広報：実際に事業を開始してみないと分からない部分（どれだけ受け入れられるか、児童の組み合わせにより指導員を加配しなければならない等）があり、小さく始めたいとの意図により一般向け広報はしていない。
- ✓ 流入経路：児童福祉・母子保健所管からのつなぎ、学校からの紹介、保護者からの相談、である。
- ✓ 利用開始まで：自治体が利用に至るまでの主たる窓口として、アセスメントや拠点見学も含めて取り仕切っている。

- ✓ 関係機関との連携：ケース会議が必要な事案が出てきた場合には、まずは自治体内で対応を協議した上で、必要な関係機関に会議のアポイントを取ることになる。委託事業者とのコミュニケーションは随時、電話やメール等で対応し、出来るだけリアルタイムで共有する事を心掛けている。保護者からの相談対応について明確な役割の棲み分けは無いが、保護者との接点が多い事業者にて一次対応をしてもらった後、内容によっては自治体が対応することとなる。
- ✓ 利用終了判断：終了ケースはない。支援状況のモニタリング・見直しは行っており、長期目標については1年、短期目標については半年、計画に変更がある場合は随時見直しを行っている。

■ **事業の効果**

- ✓ 現時点ではまだ効果を測定していない。また、指標も設定していない。

■ **事業実施上の課題**

- ✓ 事業を開始し利用者の満足度も高く、児童の成長を促すために有効な施策であると感じる一方、自治体単独では予算の問題もあり、これ以上の事業拡大が難しいため、国の補助等を充実していただきたい。

(4) 大阪府高槻市

課名	子ども未来部子育て支援課
ヒアリング日時	1月28日(木) 14:00~16:00
拠点の名称	コノイロ
人口	345,589人(※)
要保護・要支援児童数	512人

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)(総計)」

■ **概要・開設経緯**

- ✓ 市内1拠点(委託)で実施している。拠点は元々日本財団「子ども第三の居場所」を実施していた施設である。
- ✓ こども家庭センターの設置に向けた体制整備の中で、本事業も開始することになった。

■ **ニーズの算出**

- ✓ 「第三期市町村こども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」に基づき、「一定の割合(一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合)」を2割として対象世帯数を算出した。

■ **自治体内での説明**

- ✓ こども家庭センターの設置を検討する中で、サポートプラン、家庭支援事業等との関係性や、センターの機能を発揮する上での当該事業の必要性を説明した。
- **予算**
 - ✓ 国からの補助基準額（週3日開所の場合）を基に算出した。専門職員加算は、週5日開所の金額の5分の3を計上した。
- **事業者確保**
 - ✓ 日本財団「子ども第三の居場所」を実施している事業者が市内にあったため、本事業を実施できる可能性は高いと考えていた。
 - ✓ 公募型プロポーザル形式で選定した。複数の事業者から手上げがあった。
 - ✓ 公募開始が5月、結果通知は6月中に行い、契約締結は7月であった。契約締結から9月の開所までは改修工事、マニュアル作成、既存事業の利用者との面談等を行った。
- **事業実施内容**
 - ✓ 本事業の支援対象児童以外も利用可能としている。これは、スティグマ対策、18歳以上の受け入れ、利用対象児童が友達を連れて利用、既存事業の利用者のうち本事業の対象外となる児童の利用、等を想定したものである。
- **支援の流れ（事業者との役割分担）**
 - ✓ 周知・広報：HP等への掲載は行わず、要保護児童対策地域協議会の構成機関や小中学校校長等の関係機関に周知している。
 - ✓ 流入経路：市の相談員経由、学校からの紹介、要保護児童対策地域協議会のケースでの紹介等によって拠点につながる。
 - ✓ 利用開始まで：学校等の紹介の場合は情報共有を受けつつ、市が面談した上で利用を決定する。拠点見学のタイミングは要望に応じて調整する。
 - ✓ 関係機関との連携：他支援が必要な児童に対し市が主体となって対応することもあるが、窓口を集約するために事業者での対応を主とすることもある。行政への相談に慎重になる保護者もいるため、ニーズに合わせている。
 - ✓ イレギュラー対応：虐待を疑う状況を発見した場合は、ガイドラインに基づき随時報告を受ける。その他トラブルは基本的に事業者対応だが、内容によっては市に報告する。閉庁時間中に重大事故等が起こった場合は警察や庁内夜間窓口に連絡する形となっている。
 - ✓ 利用終了判断：実ケースはない。サポートプランの見直しや年度ごとの利用切り替えのタイミングでアセスメントをして継続判断をするが、児童からの希望でない限り利用終了とはならないのではないかと。
- **事業の効果**
 - ✓ 不登校の児童が拠点利用によって外に出られるようになり、市としても様子を見守

れるようになったケースがあった。また、一時保護の児童が帰宅する際、児童の健全育成支援の継続と、保護者の養育負担を軽減するため利用したケースもあった。

■ 事業実施上の課題

- ✓ 養育環境の課題に自覚がない保護者に対する事業説明が難しい。また、児童に課題があっても、保護者にニーズがないため、事業利用に繋がりにくい。
- ✓ 児童の継続的な利用促進も課題である。利用頻度に波があると定員管理が難しいほか、事業の統計もとりにくくなる。
- ✓ 日本財団「子ども第三の居場所」とは送迎がある点が異なり、事業者からは送迎スタッフ確保（スポット勤務）が必要だったと聞いた。

(5) 熊本県熊本市

課名	こども福祉部こども家庭福祉課
ヒアリング日時	2月6日（金） 10:00～12:00
拠点の名称	きぼう、大江の杜
人口	731,331人（※1）
要保護・要支援児童数	510人（※2）

※1 出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

※2 出所：令和7年4月1日要保護対策地域協議会登録数

■ 概要・開設経緯

- ✓ 市内2拠点（委託）で実施している。
- ✓ 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（厚生労働省）」や、「ヤングケアラーの実態に関する調査」（熊本県）の結果から、困窮度が児童の学習状況や家庭環境に影響すること、またヤングケアラーのニーズとして学習支援や気軽に立ち寄れる居場所の確保が必要であることが示された。そのため、常時開設する居場所の必要性を認識し本事業を実施した。
- ✓ 令和5年度はモデル事業として実施し、令和6年度から本事業として開所した。1拠点目の定員を10名としていたところ、定員を上回るニーズがあったため、2拠点目を開設するに至った。

■ ニーズの算出

- ✓ こども家庭センター（各区に設置）および各学校のスクールソーシャルワーカーに対してニーズ調査を行い、日ごろの相談支援の中で本事業のニーズが見込まれる児童数を算出した上で、モデル事業における利用実績数を加算した。

■ 自治体内での説明

- ✓ 対象児童が抱える背景や支援の必要性を十分に理解してもらうことが難しく、サー

- ビス内容についても具体的なイメージを持ちにくい状況であった。
- ✓ 類似事業が存在する中で、本事業特有の効果を定量的に示すことは困難であった。特に、虐待通告件数の減少といった数値は複数要因が影響するため、本事業単独の成果として提示することには限界があった。事業効果の説明に際しては、児童や保護者の具体的な変化など、個別ケースに基づく内容を中心に示した。

■ 予算

- ✓ モデル事業の実施事業者から見積書を徴取し、それに基づき積算した。
- ✓ 利用に伴う費用負担の明確化及び利用の均等化のために令和7年度に食事代・送迎代の負担金徴収を開始したが、負担金を理由に利用を控える事例が確認されたため、令和8年度から撤廃する見込みである。

■ 事業者確保

- ✓ 児童養護施設等の多機能化を進める社会福祉法人等、本事業の受託を希望する事業者が、当初の設計段階から存在していた。
- ✓ 2拠点ともプロポーザル方式で事業者を決定し、公告から契約まで1,2ヶ月、契約から開所まで1ヶ月ほどの準備期間を設けた。

■ 事業実施内容

- ✓ 国の実施要綱に基づき実施している。

■ 支援の流れ（事業者との役割分担）

- ✓ 周知・広報：ホームページへの掲載は行っているものの、積極的な周知・公表は実施していない。こども家庭センターやスクールソーシャルワーカーにて、本事業利用の必要性を判断し、案内を行っている。
- ✓ 流入経路：こども家庭センター8割、スクールソーシャルワーカー2割である。
- ✓ 利用開始まで：こども家庭センターからの利用となる場合は、アセスメントから施設見学、利用決定まで一連の手続きをこども家庭センターで実施している。スクールソーシャルワーカー経由の利用となる場合は、こども家庭センターへ情報共有され、利用決定はこども家庭センターが行う。なお、施設見学の際は基本スクールソーシャルワーカーが同行することが多い。
- ✓ 関係機関との連携：児童・保護者に他支援が必要である場合はこども家庭センターへ報告があがり、元々利用している他支援に関する連携は事業者が担当する（保護者の同意のもとで学校や放課後デイサービス等と情報共有を行う場合がある）。庁内連携については、適宜ケース会議の開催、要保護児童対策地域協議会ケースにおける情報共有を行う。
- ✓ イレギュラー対応：日常的な怪我・トラブルは事業者が対応する。児童の利用に関する相談はこども家庭センターが対応し、虐待等に関しては、こども家庭センター・児童相談所が対応している。

- ✓ 利用終了判断：実ケースはない。利用決定は年度単位のため、こども家庭センターから保護者へ継続利用の確認を実施している。

■ 事業の効果

- ✓ 個別ケース単位では効果が得られている。
- ✓ 具体的にはネグレクト家庭の児童が安定した食事がとれるようになったり、入浴の方法を学び、習慣として定着したことで友人関係の形成に至った事例がある。また、保護者の心身が安定して就労につながったケースもある。

■ 事業実施上の課題

- ✓ 本事業の対象児童の線引きが難しい。現状では、フリースクール等の他の不登校支援サービスの利用が可能な家庭については、代替的な支援が確保されているものとして、本事業の対象外としている。
- ✓ 市内2拠点のみのため、事業者からは送迎が負担となっていると聞いている。

第4章 事業者向けヒアリング調査

1. 調査概要

(1) 調査目的

事業者向けヒアリング調査は、本事業の実態・課題把握を行い、事業の実施促進や支援の質向上に向けた課題の抽出を行うこと、及び事業者等向け事業開始・運営の手引書作成のための好事例を把握することを目的として実施した。

ヒアリング調査実施に当たっては、自治体向けアンケート調査で得られた全国の取組状況をもとに、実態・課題把握や好事例として参考になりそうな自治体の事業者を選定した。

(2) 調査方法

<調査実施の流れ>

まず、事業者等向け事業開始・運営の手引書にて掲載する項目に沿い、ヒアリングにて具体的な事例や取組状況を聴取したい事項を検討した(①)。次に、ヒアリングにて聴取したい事項をもとに、ヒアリング対象事業者の選定において考慮すべき観点を検討し、こども家庭庁と相談の上、ヒアリング対象事業者を選定した(②)。アンケート調査にて回答いただいた連絡先より、選定したヒアリング対象事業者の所属する自治体にヒアリング調査を打診し、自治体及び事業者の協力が得られた場合に、ヒアリング調査を実施した(③)。

<ヒアリング項目の検討(①)>

事業開始・運営の手引書に掲載する項目に沿って、図表11のとおりヒアリングにて聴取したい事項を整理した。

図表11 事業者向けヒアリング項目

分類	ヒアリング項目
開設までのステップ像	・ 開設までのスケジュール
活動内容の決定	・ 具体的な活動内容とその決定経緯 ・ 活用内容の詳細（安全安心な居場所提供、生活習慣形成、学習支援、食事提供、課外活動提供、関係機関連携、保護者支援、送迎支援について、それぞれの実施内容や実施上の留意点・ポイント） ・ 虐待通告時の対応フロー
施設整備	・ 施設探しの方法・ポイント

分類	ヒアリング項目
	<ul style="list-style-type: none"> 施設について考慮すると望ましい要素 必要な設備 維持管理に必要な事項
人員整備	<ul style="list-style-type: none"> 開設準備チームの体制・効率的に準備を進める工夫 採用スケジュール 雇用人数の検討方法 採用募集手段と採用におけるポイント（特にボランティアや心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員の募集について）
支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 一連の支援の流れの事例・留意点 （①事業の周知方法・周知時のルール、②利用相談対応への協力、③利用者情報の共有ルール・内容、④支援計画の作成方法、⑤支援状況報告方法、⑥虐待通告時の対応フロー、⑦支援終了時の流れ） 18歳以上への支援の接続先
外部機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関との連携状況 外部機関との関係づくり上のポイント・工夫 実際の連携上のポイント・工夫
運営時のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 各提供サービス別の実際の活動内容や実施上の留意点・ポイント
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施する上での課題 事業者等向け事業開始・運営の手引書に盛り込むべき内容

<ヒアリング対象自治体の選定（②）>

自治体向けアンケート調査で把握した課題やヒアリング調査にて聴取したい事項をもとに、ヒアリング対象事業者の選定において考慮すべき観点の検討を行った。

<p>1. <u>幅広い活動を行っている事業者</u> 事業開始・運営の手引書において、各活動内容について様々な事例を紹介できるよう、幅広い活動を行っていると考えられる事業者を選定する。 ※自治体向けアンケート Q25（支援内容の実施状況に関する設問群）、Q26（質も向上のための工夫に関する設問）の回答参照</p> <p>2. <u>各施設種別の事業者を網羅する</u> 様々な施設種別での施設整備におけるポイントや好事例等を把握できるよう、各施設種別の事業者を可能な限り網羅できるように選定する。</p>
--

※自治体向けアンケート Q18（実施施設の種別に関する設問）の回答参照

3. ボランティア、専門職員を採用している事業者

人員整備におけるポイントや好事例等を把握できるよう、ボランティアや専門職員を採用している事業者を選定する。

※自治体向けアンケート Q20（配置職員数に関する設問）の回答、及びこども家庭庁にて把握している専門職員採用事業者の情報参照

4. 多様な外部機関と連携している事業者

外部との関係づくりや連携におけるポイントや好事例等を把握できるよう、多様な外部機関と連携している事業者を選定する。

※自治体向けアンケート Q25(5)（連携している関係機関に関する設問）の回答参照

上記方針にて調査対象候補事業者を抽出し、こども家庭庁と相談の上、図表 12 に記載の 5 事業者をヒアリング調査対象として選定した。

図表 12 事業者向けヒアリング対象と選定理由

委託元自治体	施設名	事業者名	選定理由（アンケート回答より）
鹿児島県錦江町	錦江町みんなの居場所「よろっで」	一般社団法人 パーソナル支援サービス支援機構	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自殺対策や地域コミュニティ拠点の実施事業者 公式LINEを活用した保護者対応等に特徴あり
東京都 C 区	—	社会福祉法人 わかくさ会	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護施設の事業者 外部 NPO と契約しての学習支援実施や手厚い職員配置に特徴あり
山口県下関市	ぬっく	NPO 法人 皆繋	<ul style="list-style-type: none"> 包摂的地域拠点や居場所事業の実施事業者 保護者への手厚いメンタルケアに特徴あり
愛知県瀬戸市	せと”ここ”ほっとルーム（光陵中学校内）ほか	直営	<ul style="list-style-type: none"> 直営で瀬戸市教育委員会が実施 学校における拠点の実施事例である点に特徴あり
神奈川県鎌倉市	海辺のてらハウス	NPO 法人 鎌倉てらこや	<ul style="list-style-type: none"> 居場所・フリースペースの実施事業者 専用拠点を新規で確保している 職員のケアやボランティア学生の

委託元自治体	施設名	事業者名	選定理由（アンケート回答より）
			活用に特徴あり

<ヒアリング調査の実施（③）>

事業者向けヒアリング調査は、図表 13 に記載の日程で、オンライン会議または対面にて実施した。なお、都合の合う日程には、こども家庭庁担当者もヒアリングに同席した。

図表 13 事業者向けヒアリング実施日程・実施方法

委託元自治体	施設名	実施日程	実施方法
鹿児島県錦江町	錦江町みんなの居場所「よろっで」	12/25(木) 13:00-15:00	オンライン
東京都 C 区	—	1/8(木) 10:00-12:00	対面
山口県下関市	ぬっく	1/9(金) 10:00-12:00	対面
愛知県瀬戸市 (直営)	せと”ここ”ほっとルーム(光陵中学校内) ほか	1/22(木) 10:30-12:30	対面
神奈川県鎌倉市	海辺のてらハウス	2/18(水) 10:00-12:00	対面

2. 調査結果サマリ

事業者向けヒアリング調査により、図表 14 に示すと通りの調査結果及び示唆が得られた。

図表 14 事業者向けヒアリング調査結果及び示唆

検討・報告事項	ヒアリング調査結果及び、示唆 ¹⁾
1 開設スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が事業実施を決定した後、開設までのスケジュールは3,4ヶ月程度となるケースが複数確認された。そのため、本事業の実施を検討している事業者は施設整備・人員整備等を迅速に検討する必要がある。また、自治体は事業者の準備スケジュールを考慮した上で開設時期や公募スケジュールを設定することが求められる。
2 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業（児童養護施設、居場所事業等）を実施している施設を活用するケース、空き物件の賃貸によって実施するケース、学校の空き教室を活用するケースなど、多様なケースが存在した。自治体は、本事業の実施設について幅広く可能性を検討することが必要である。 一方、児童養護施設で本事業を実施するケースにおいて、入所児童への配慮のため利用者間の交流は行わないという声が聞かれた。このように、既存の事業と併設して本事業を実施する場合、双方の利用者への配慮が必要である。 また、新規施設で本事業を実施するケースでは、浴室やトイレ等の必要設備の状況のほか、騒音を気にしないで良いこと、近隣に外遊びできる場所があることなどが考慮できると望ましいとの声が聞かれた。 児童の安心・安全を配慮して施設を設計する必要がある。ヒアリングでは、一人で過ごしたい児童が一人で過ごせるような個室やパーティションの整備、逆に児童同士で集まりたい時に集まりやすいリビングの空間設計（机の配置・ボードゲームの用意）などのケースが確認された。また、職員が児童を見守れるように死角をできるだけ作らないことも重要である。
3 人員整備	<ul style="list-style-type: none"> 「児童5人に対して1人以上の職員」という実施要綱上の目安を遵守しつつ、それ以上に手厚く人員を配置しているケースも確認された。児童の状況に応じて、個別対応が必要となるケース等の場合は目安以上の人員が必要となるとの声も聞かれたことから、国として人員配置の基準の見直しの検討が必要である。 採用募集手段としてはハローワークや既存のつながり起点での採用の事例があったほか、心理士を目指す大学の実習生などにボランティアとして手伝ってもらった事例も確認された。地域の人材不足の課題感についての声が聞かれる中で、ボランティアの活用は有効である可能性がある。 人材定着のための工夫として、職員と定期的にミーティングをしてコミュニケーションを行ったり、複数拠点間で人員を巡回させたり、専門家によるスーパーバイスを行うケースが確認された。
4 支援の流れの整備	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の広報・周知は、スティグマ対策の観点や現状の受入可能数などを考慮して対応を検討する必要がある。ヒアリングでは、HPにパンフレットを掲載するなど広く広報する事例や、逆に広報は行わない事例の両方が確認された。 本事業の利用決定に至るまでの流れについては、自治体・事業者が持つリソース・ノウハウの状況を踏まえて検討する必要がある。ヒアリングでは、ノウハウのある事業者が主にアセスメントを実施し、市に意見書を送っている事例が確認された一方、自治体のワーカーがアセスメントを行い、利用決定の判断は自治体のみで下している事例も確認された。
5 運営時のポイント _ 安心・安全な居場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> 児童との接し方や空間的な配慮によって拠点が安心・安全であることを示すことが重要である。 児童との接し方について、何が安心・安全かを説明する、児童とスタッフの相性を考慮する、1対1のコミュニケーションが多くなるよう留意する、過ごし方を児童自らが決める、拠点の内装についても児童の意見を聞く、などの工夫をしている事例が確認された。 空間的な配慮として、一人で過ごしたい児童が一人で過ごせるような個室やパーティションの設置、児童同士で集まりたい時に集まりやすいリビングの設計（机の配置・ボードゲームの用意）、などの工夫をしている事例が確認された。 また、個人情報管理を厳格に行っている（クラウド上でのみ管理）事例も確認された。
6 運営時のポイント _ 生活習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣を整える必要性を児童に説明したり、ゲーム性を持って取り組んでもらうことが有効な観点である。 入浴がなぜ必要かを児童に説明するという事例が確認された。また、歯磨きを児童同士で競い合わせながら指導している事例が確認された。
7 運営時のポイント _ 学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> 学習意欲が低い児童や学習に後れがある児童が多いため、まずは学習意欲を高め、児童一人ひとりの状況にあった支援を実施することが重要な観点である。 学習意欲が低下している児童が多いため、ボードゲーム等の好きなものを切り口として活用している事例が確認された。 学習に後れを抱える児童が多いため、児童のレベルに合わせた学習支援を実施している事例が確認された。このような個別の状況に応じた学習支援を外部事業者へ委託している事例も確認された。 学校との連携して出席認定を得られるようにしている事例も確認された（時間割に合わせた成果物をクラウドでタイムリーに共有）。
8 運営時のポイント _ 食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> 食事の提供形態は、利用児童数や他リソースの活用可否を踏まえて検討することが重要である。 拠点内で調理をしている拠点、地域で作ってもらった食事を購入している拠点、併設している他事業の食事を提供してもらっている事例（学校給食）が確認された。 また、フードパントリー等の形で家庭へ食事を提供している事例も確認された。家庭への食事の提供により、事業者・保護者間の関係構築に役立つとの声も聞かれた。
9 運営時のポイント _ 課外活動の提供	<ul style="list-style-type: none"> 児童の状況を踏まえ、将来のために必要な力を育てるための活動を検討することが有効な観点の一つである。ヒアリングでは、調理実習の実施、自立に向けたきっかけとしてキャリアコンサルタントを招く、将来的な自立に向けてのきっかけとして活用している事例が確認された。 利用児童が普段体験しにくい活動を体験させてあげることも有効な観点の一つである。ヒアリングでは、海やキャンプ、アスレチックができる施設への訪問を企画している事例が確認された。 課外活動を企画する上では、外部の資源を有効活用できると望ましい。ヒアリングでは、日本財団等の各種支援事業、事業者が持つ既存の地域とのネットワーク、自治体の出前講座等を活用した取組が確認されたほか、体験活動・課外活動の企画に地域おこし協力隊に外部委託の形で携わってもらっている事例も確認された。

検討・報告事項		ヒアリング調査結果及び、示唆 ¹⁾
10	運営時のポイント _関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・学校は特に密な連携が行えるような適切な工夫が必要である。ヒアリングでは自治体とは定期的な連携会議を開催（教育委員会も参加）したり、日ごろから密に連絡を取って連携したりするなどの事例が確認された。学校とは児童に関する情報共有のほか、出席認定が取得できるよう調整している事例が確認された。 その他、放課後等デイサービスや医療機関などのケースに応じて連携が必要な関係機関も、必要な際に適切に連携が行える体制構築が必要である。ヒアリングでは、適宜個別に連絡している事例のほか、自治体への報告後速やかに自治体内で関係所管を一堂に会したケース会議が開催され意思決定している事例も確認された。 外部機関との関係づくりのポイントとして、外部機関担当者と直接会って話すようにしている事例が確認された。また、学校連携について、連携窓口を明確化（管理職）している事例も確認された。
11	運営時のポイント _保護者への情報提供、相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への支援は、事業者のリソース状況や有するノウハウに合わせて可能な範囲で対応を検討しつつ、把握した保護者の課題への対処は適宜自治体や関係機関に連携し、他事業の枠組みの活用も検討できると望ましい。 ヒアリングでは、送迎時の声掛けのほか、公式LINE等による開所時間以外の相談体制構築、定期的な保護者との面談、状況に応じた家庭訪問の実施などの事例が確認された。
12	運営時のポイント _送迎支援	<ul style="list-style-type: none"> 送迎支援は1日計2時間程度を要している事例も確認されるなど、事業者には負担がかりやすいため、事業者の持つリソースに合わせた実施を検討する必要がある。ヒアリングでは車を運転をできる職員がいない際は徒歩での送り迎えとする、迎えは保護者の役割とする、適宜タクシーを活用する、児童の成長機会とする観点も踏まえ年齢に応じて公共交通機関も利用してもらうなど、拠点の状況に合わせた工夫が見られた。 国としては、送迎支援実施にかかる負担に鑑みて、補助額の妥当性は改めて検証する必要がある。
13	運営時のポイント _イレギュラー発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> イレギュラー発生時の拠点内での対応方法、自治体への連絡・報告フローは事前に自治体と協議の上で定めておくことが重要である。 ヒアリングでは、帰り渋り、事故・病気等のイレギュラー発生時は拠点にて対応しつつ、自治体に連絡・報告している事例が複数確認された一方、自治体への連絡のタイミングに迷うとの声も聞かれた。 類似の通所施設などの事例を参考に、イレギュラー発生時の対応マニュアルを定めている事例が確認された。

Note: 1)水色ハイライト表記は示唆を示す

3. 調査結果詳細

(1) 鹿児島県錦江町「錦江町みんなの居場所「よろっで」」

ヒアリング日時	12月25日（木）13:00-15:00		
事業者名	一般社団法人パーソナル支援サービス支援機構		
人口	6,165人（※）		
開所日数	週3日	開所時間	9:30-18:00

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

■ 開設経緯

- ✓ 錦江町からは地域自殺対策強化事業、支援対象児童等見守り強化事業を受託しているほか、複数の自治体から事業を受託している。他にも、生活困窮者等支援プラットフォーム事業、フリースクールの運営等のノウハウもあることから、児童育成支援拠点事業を受託している。
- ✓ 令和6年9月に錦江町から居場所づくりを行う別事業について打診があった。10月に事業者から児童育成支援拠点事業として実施することを提案した。12月に令和7年度から開設することが決定し、3月26日にプロポーザル、3月28日に採択が決定し、4月から開設となった。

■ 活動内容

「安心安全な居場所の提供」

- ✓ 学校に通えていない児童向けには一般的な不登校児童向けの配慮をしている。また、放課後に来る児童の中には昼間は保健室登校している児童もいるが、地域の学童の数が限られるため、放課後にはクラスメイトと同じ学童に行かないといけないのが負担だという課題があった。家で一人になってしまわないよう、学童“以外”のもう一つの放課後の居場所と位置づけて支援している。
- ✓ この拠点の何が安心安全か児童にわかりやすく伝えるようにしている。担当制ではないが、スタッフの基礎資格により児童へのアプローチが異なるため、どのスタッフが見守れる範囲にどの児童を置くか配慮している。

「学習支援」

- ✓ 学校に通えていない児童向けには、学校と密に連携し学校での学習内容に沿って支援を行う。成果物をクラウドでタイムリーに学校と共有し、出席認定してもらっている。放課後の支援は、主に宿題の見守りである。学習に取り掛かるタイミングは児童に合わせるよう配慮している。

「食事提供」

- ✓ 学校に通えていない児童には昼食の提供をしている。放課後に来る児童向けには、夕食を提供できる体制ではあるが、毎回夕食が必要な児童がいないため、夕食時に家族で団欒する時間を作るため、腹持ちが良く人の手のかかった軽食（おにぎり、焼き芋、など）を提供している。
- ✓ 栄養士を置き、月に2回大腸菌の検査や食中毒用の保険などリスク管理を行っている。食中毒リスクを減らすため、施設内の厨房で作ったものだけを提供するよう徹底している。

「課外活動」

- ✓ 生まれ育った町にどのような産業があるのか知ってもらうことが重要だと考え地域の方に地域貢献として協力してもらっている。また、地域おこし協力隊や地域おこし協力隊出身者にも外部委託している。人口の半分が参加する錦江町の秋祭りに出店し、児童自身がお茶やコーヒーを焙煎して提供することもある。地域の祭りに参加し自ら垣根を取り払うことで、拠点を卒業した後も地域に出やすいよう工夫している。

「保護者支援」

- ✓ 公式 LINE に登録いただき、開所時間外にも相談できる体制を取っている。送迎時にはあまり話ができないため、対面だけでなくオンラインでも相談できるようにしている。

「送迎支援」

- ✓ 車2台で一日3回送迎している。基本的には、夜は保護者に拠点まで迎えに来てもらう。

- ✓ 送迎には別事業でリースしている車を用いており、本事業での送迎加算はとっていない。

虐待通告時の対応フロー

- ✓ 虐待発見時は、まず児童相談所に伝え、児童相談所が旗振り役になるスキームを取っている。
- ✓ 児童相談所と行政、警察、学校で情報共有し、行政が要保護児童対策地域協議会前にゼロベースの会議を行う。
- ✓ 学校も事業者が児童虐待防止の事業を行っていることを知っているため、行政にも相談の上、児童虐待防止の事業の範疇で相談が入る。要保護児童対策地域協議会の方針決定後は、事業者が主体となって訪問や親の説得を行うこともある。

■ 施設整備

- ✓ 地域おこし協力隊がクラウドファンディングで改装した地域の交流拠点を児童育成支援拠点事業の拠点として利用している。現在もゲストハウスや観光客など町の内外の人の拠点として使われている。入浴設備等も備え付けてあった。
- ✓ 児童が一人でいられる空間や机等の配置、高低差を付けるなどの工夫や、複数人でいられる場所を作るよう意識している。部屋に入ったときに一目で自分のいる場所を選択できるつくりになっている。

■ 人員整備

- ✓ 常時募集している。ハローワークからの応募が中心である。他の事業者から引き抜く場合もある。別事業で経験を積み、適性を見定めたくて本事業の担当にしている。
- ✓ 生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業での研修ノウハウを生かして、社内研修を実施している。育成は半年～1年かけている。

■ 支援の流れ

受け入れまでの流れ

- ✓ 学校や教育委員会から事業者へ直接相談がある。事業者で児童育成支援拠点事業の対象児童に該当するか確認の上、行政へ利用申請書を提出している。
- ✓ 窓口である町役場担当者よりも事業者の方が十分にアセスメントできる上、事業者では別事業などですでにつながっている世帯が多く、別事業との混同を避ける観点でも、まず事業者が窓口となっている。要保護児童対策地域協議会にも参加しているため、要保護児童対策地域協議会の会議が先行している場合は、要保護児童対策地域協議会の方針決定後に事業者がアプローチして関係性づくりを行う場合もある。

事業の周知・広報

- ✓ 住所やパンフレット等を公開しているが、行政も事業者も手探りである。本事業を

利用して欲しい児童が友達と一緒に通いたい場合に、その友達が対象要件に該当せず通えないというケースがあり、拠点側からスティグマを作ってしまったのではないかと考えることがある。

- ✓ 4月以降の広報で利用を開始したのは5人である。その他は従前より関わってきた世帯である。来年度からは年度当初4月以前から周知・広報することで、より多くの家庭が集まるのではないかと考えている。広報により利用したい児童が増えても、新しく拠点を作るなどして対応するつもりである。

18歳以上への支援の接続先

- ✓ 自主事業として若者の夜の居場所やシェルターの運営をしており、継続的に支援している。
- ✓ 年齢の線引きのない地域自殺対策強化事業の枠組みで行政に報告している。課題がない場合には、個人情報の提供について本人から許可を得た上で行政に連携している。その結果、行政の他事業の担当者につながることもある。

■ 外部機関との連携

学校との連携

- ✓ 学校の連携窓口は管理職である。学校により温度差はあるが、担任や管理職と1か月に1回程度は会話するよう意識している。
- ✓ 家庭の事情で学校に通えない児童には、出席認定に必要な内容を記載した報告書を学校に提出している。放課後に来る児童は、放課後に拠点に来たという実績報告をしている。

市町村との連携

- ✓ 錦江町はスクールソーシャルワーカーが配置できていないため、事業者と行政が直接連携している。
- ✓ 要保護児童対策地域協議会ですでに連携しているため、事業者から行政にゼロベースでの会議の開催を打診することもある。(虐待事案の場合は、児童相談所が旗振り役になり行政に声掛けを行う。)

■ 児童育成支援拠点事業を実施するうえでの課題等

- ✓ 日本財団「子ども第三の居場所」から児童育成支援拠点事業に移行する場合は、利用対象児童の要件が厳しいことが壁になると聞く。特に本事業の利用要件の「③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者」の解釈を柔軟にできると良いと感じる。

(2) 東京都C区の拠点

ヒアリング日時	1月8日(木) 10:00-12:00
---------	---------------------

事業者名	社会福祉法人わかき会		
人口	20～25 万人程度（※）		
開所日数	週3日	開所時間	11：00-19：00

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

■ 開設経緯

- ✓ 児童養護施設を運営している。親子の分離体験を減らすため、児童養護施設に入所する前段階で出来るのではないかと考え、児童育成支援拠点事業の実施を検討していた。
- ✓ 2024年度の夏頃から、C区とは本事業に関して何度か話し合いを重ねた結果、導入に向けた検討が行われることになった。その後の調整により2025年4月から本事業を受託、利用者決定後、実際には5月から正式に開所した。
- ✓ 準備期間にはBCPやマニュアルを整備していた。また、拠点のレイアウトや部屋の使い方の検討、必要品の購入、家電の入れ替えなどを行った。

■ 活動内容

「安心安全な居場所の提供」

- ✓ 児童養護施設での支援と同様の配慮をしているほか、本事業は児童養護施設と異なり自分専用の部屋がないため、リビングが過ごしやすい場所になるようボードゲームを置くなどの工夫をしている。
- ✓ 児童養護施設の入所児童に配慮する観点で、本事業の利用児童と入所児童との交流は行っていない。

「生活習慣の形成」

- ✓ 来所時の手洗い、うがい、体調確認、食事の手洗いと歯磨きなどの習慣形成を行っている。食事の準備などは自然に手伝ってくれることが多く、リズムができている。児童養護施設での支援と同様の声掛けをしている。

「学習支援」

- ✓ 児童養護施設の入所児童向けに契約しているNPO法人の学習支援を活用している。月1回学習支援アドバイザーが児童のプリントを丁寧に見て、個別にアドバイスしている。

「食事提供」

- ✓ 非常勤の調理師を採用し、児童がいる場合には昼食・夕食ともに食事を提供している。

「課外活動」

- ✓ 職員が企画したイベントや年中行事を行う。別の活動で構築した地域とのネットワークを活用し、こども食堂などが実施する地域のイベントの情報を聞き、拠点に通

う児童と一緒に参加することもある。

「関係機関連携」

- ✓ 児童養護施設の運営の中で「地域支援コーディネーター」を設置しており、その機能を活用している。子ども家庭支援センターとほぼ毎日やり取りしている他、教育センターのスクールソーシャルワーカー、適応指導教室や地域の NPO とも必要に応じて連携している。地域の学校とは、もともと児童養護施設との間で構築されていた関係性を活かし、毎年実施されている懇親会での情報交換や、拠点に見学に来てもらうなどしている。

「保護者支援」

- ✓ 公式 LINE を用いて児童の様子のご共有や送迎に関する連絡などを行っている。家庭への相談支援は十分にはできていないが、相談支援はなるべく対面で行いたいと考えている。

「送迎支援」

- ✓ 小学生の利用児童については基本的に送迎支援を実施している。車の運転ができる職員は現状 1 名のみであるため、車での送迎が難しい場合は、徒歩で児童を送り、帰りは自転車を利用するなど工夫している。どちらの場合も所要時間は 20 分程度である。

虐待通告や緊急時の対応フロー

- ✓ 緊急対応については事前に作成したマニュアルに沿って対応しているが、実際には状況によって、どのタイミングで子ども家庭支援センターや家庭に連絡するか迷うことがある。
- ✓ マニュアルや BCP は類似の通所施設のものを参考に作成した。BCP 作成にあたっては、児童養護施設は事業を継続することを前提にするが、児童育成支援拠点事業は早く家庭に戻れるようにすることを優先して考える点は違いだと感じた。

■ 施設整備

- ✓ 児童が拠点に来たくなくならないよう、ゲーム機やタブレット等の持ち込みは禁止していないが、依存を避けるため、使用の方法や時間については、児童と相談しながら必要に応じて制限をかけている。また、デジタル機器以外に楽しみを見つけられるよう、リビングにボードゲームなどを用意している。

■ 人員整備

- ✓ 常勤 4 名と非常勤の調理師 1 名をシフト制で配置し、開所中は基本的にスタッフが 3 名いる体制をとっている。また、その他の配置として心理職実習の大学院生 3 名（1 日につき 1 名）を受け入れ、学習支援や遊び相手などの児童対応に当たってもらっている。人員はガイドラインと児童養護施設でのノウハウをもとに想定したが、児童養護施設での丁寧な支援をベースにすると実施要綱の規定以上の人員が必要で

ある。常勤4名は児童養護施設業務との兼任で、拠点シフト中には拠点業務を、その他の業務はシフト外で行っている。

- ✓ 拠点の運営については、児童養護施設の措置費や地域支援の加算などを含めて事業所内でやりくりしている。現状、事業予算では職員の昇給など想定されていないため、事業を継続するほど運用が難しくなる状況になっている。
- ✓ 開所時間外でも、子ども家庭支援センターや家庭との連絡やその記録、職員間での引き継ぎ、ミーティングのための時間が必要であり、負担になっている。記録等の情報管理システムには kintone を採用しており、職員間での情報共有や自治体への報告がスムーズに実施できるよう工夫をしている。kintone は月2回アドバイザーに来てもらい機能を改善・充実させている。

■ 支援の流れ

受け入れまでの流れ

- ✓ 基本的にはワーカーがアセスメント・利用勧奨を行い、子ども家庭支援センターのケース会議で拠点の利用が決まれば、拠点に見学に来て利用申請書を記載いただく。地域の気になる家庭として拠点側が把握したケースを子ども家庭支援センターに共有し、利用勧奨につながった例もある。
- ✓ 拠点見学の際、利用申請書を作成すると同時に、保護者、児童、自治体、拠点の四者で話し合いを行い、利用の目標やスケジュール、支援内容についてイメージを共有、利用計画書を作成している。
- ✓ 子育て短期支援事業と並行利用している児童はいるが、全て計画的な利用であり、帰り渋りがあった際に子育て短期支援事業を活用して宿泊に切り替えるようなケースは現在のところない。

事業の周知・広報

- ✓ 子ども家庭支援センターと相談し、スティグマ防止のため、積極的には広報しない方針を取っている。パンフレットはあるが、利用勧奨や他機関への事業説明以外には使っていない。

18歳以上への支援の接続先

- ✓ 現在の利用のメインは小中学生のためまだ検討していない。ただ、高校進学後も拠点に通いたいと希望する中学三年生の児童がおり、高校入学後も継続的に通ってもらいたいと考えている。高校卒業時に何らかの支援が必要であれば、他機関への紹介も含めできることを検討したい。

■ 外部機関との連携

学校との連携

- ✓ 家庭に同意をいただいているケースについては、学校とも情報共有を行っている。児童養護施設の入所児童が通っている近隣の学校であれば直接連絡が可能だが、施

設から遠方の学校については直接のつながりがなく、スクールソーシャルワーカーを通してやり取りする場合もある。

市町村との連携

- ✓ 子ども家庭支援センターとは月一回のオンラインミーティングのほか、適時連絡を取りながら支援方針を協議、連携している。区への実績の報告については、月次で報告書を作成しているほか、月一回の要保護児童対策地域協議会での情報共有などを実施している。
- ✓ 家庭支援の際の子ども家庭支援センターとの役割分担については、まだ模索の段階である。現状はケースごとに必要な支援を検討しながら、都度相談して実施している。

他の団体との連携

- ✓ 開設時間外にも地域との関係構築・連携に関する業務を行っている。地域の社会福祉協議会の会合など、地域の団体が多く集まる場には積極的に参加している。
- ✓ 保護者支援は十分に行えていないため、今後は他の訪問支援事業者との連携なども模索していきたいと考えている。

■ 児童育成支援拠点事業を実施するうえでの課題等

- ✓ 事務作業はかなりの負荷になっている。電話した内容の記録や児童の様子を引き継ぎのために記録を行うが、自身が行った対応の背景を丁寧に共有するようにしており時間がかかる。
- ✓ ソーシャルワーカー加算と心理職加算が低い。常勤で採用できれば専任職員として配置できるだろう。開設時間外の業務もあるため、勤務表など実態ベースで予算を積算していただけると良いかもしれない。
- ✓ 昇給などによる人件費の増加に対応できるようにしてほしい。昇給財源の用意や、事業継続におけるインセンティブなどがあると良い。開設時間中に児童と関わる職員以外に、関係機関との連携をコーディネートする職員も必要である。

(3) 山口県下関市「ぬっく」

ヒアリング日時	1月9日(金) 10:00-12:00		
事業者名	NPO 法人皆繋		
人口	243,422人(※)		
開所日数	週5日	開所時間	月水金：10:30~18:30 火木：14:30~18:30

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)(総計)」

■ 開設経緯

- ✓ 社会的孤立対策のため、地域共助のハブを目指して立ち上げた団体である。ただ、孤立する子育て世帯が多く、児童に地域とのつながりを感じてもらうことも重要なため、児童の自尊心を高め、人とのつながりを提供する児童向けの居場所事業を開始した（日本財団「子ども第三の居場所」）。
- ✓ 「子ども第三の居場所」を実施していたが、事業継続のために児童育成支援拠点事業に移行して運営することとした。令和6年1月に児童育成支援拠点事業の実施要綱を確認し、従前の事業よりも対象を限定した事業であるとわかったため、従前までの居場所事業は令和6年3月に閉じ、開所日以外の土曜にのみ開催している。
- ✓ 開設までは、「子ども第三の居場所」と同様に準備を進めた。特に、虐待の恐れがある家庭の利用申請フローを議論し、拠点が先に情報を得ている場合には、拠点から市に意見書を送ることで拠点を利用できるようにした。

■ 活動内容

「安心安全な居場所の提供」

- ✓ 死角を作らないように留意している。ストレスを発散しアクティブに動ける空間や静かな児童も落ち着ける空間を作った。カラーコーディネートも意識した。
- ✓ 一人ひとりに特別に見ているというコミュニケーションをとり、自尊心を育てるよう意識している。
- ✓ ルールやその日の過ごし方を児童自身で個別に決めている。なお、外遊びのなどは安全上、他の児童と時間帯をすり合わせて実施している、

「生活習慣の形成」

- ✓ 挨拶、靴を揃える、手洗い、歯磨きなどだ。入浴や歯磨きの習慣のない児童には、必要性を伝えたり、児童同士の競争心を利用するなど行動を促すようにしている。

「学習支援」

- ✓ 自尊心が低く、学習に気持ちが向いていない児童が多い。まずは学習意欲を高めるために、ボードゲームやカードゲームなど好きなものを入りに、できた・分かったという気持ちを育てていくアプローチをとっている。

「食事提供」

- ✓ 昼食のみ提供している。学校に通えておらず昼から拠点に来る児童は4～5人程度のため、地域の知り合いの方に地産地消の手作り弁当を作ってもらっている。

「課外活動」

- ✓ 日本財団の支援事業の予算の活用などを行っている。海へのお出かけなど保護者も関わるイベントでは、非日常の中で親子関係を改善させることを狙うプログラムを組み込んでいる。
- ✓ 職員自身で活用できそうな施設等の地域資源を調べ、事前準備を行う。家庭では体験できないことができるよう意識して設計している。

「関係機関連携」

- ✓ なるべく直接会って話すようにしている。拠点の方が保護者との関係性ができている場合は、外部機関の初回訪問時にできるだけ同行し、接触のハードルを下げるようにしている。
- ✓ 利用している家庭の状況が様々であるため、関係機関と必要に応じて連携する。

「保護者支援」

- ✓ 保護者には公式 LINE に登録してもらい、随時対応するようにしている。また、社会福祉協議会と連携してアウトリーチの訪問を行っている（訪問主体は社会福祉協議会）。また、行政の家庭支援課とも連携している。

「送迎支援」

- ✓ 社車で送迎している。運転可能な職員は1名である。1人1回あたり15～20分、合計2時間程度かかっている。

フードパントリー

- ✓ 地域を支援したい企業からの打診等を受けて実施している。保護者支援において食料などを配布すると、代わりに保護者が家庭の情報を教えてくれやすくなることがあるという利点がある。

虐待通告や緊急時の対応フロー

- ✓ 帰り渋った児童が拠点から逃げたことケースがあった。このようなケースでは市に経緯を報告し判断を仰ぐ。暴力などの場合は市や医療機関、要保護児童対策地域協議会に共有するようにしている。

■ 施設整備

- ✓ 「子ども第三の居場所」として、広く地域の居場所として利用することを目的に設計した施設だが、児童育成支援拠点事業を実施したことで、同施設内で行っていたよりポピュレーション向けの居場所事業を行いにくくなった。
- ✓ 2拠点目は賃貸物件を探した。賃貸物件の場合のみ補助が出るが、児童育成支援拠点事業を運営するのに良い場所を賃貸物件の中から探すのに苦労した。

■ 人員整備

- ✓ 児童5人に対して1人の支援員を配置しているが、実際は1対1対応を行っている。愛着形成に課題がある児童が多いため、それぞれ自分を見てほしいと要求する。児童同士のケアの中で自尊心を高める支援が難しいため、各家庭との関わりを重視すると要綱通りの人員体制では十分な支援が難しい。
- ✓ 日本財団の研修動画を活用するほか、要保護児童対策地域協議会の研修、ヤングケアラーの研修などに積極的に参加している。
- ✓ 日常的なコミュニケーションを重視している。また、自尊心の測定スケールを用い児童の状態を数値化し、チーム内や保護者との共通言語とすることで、支援の質や

変化がわかり、スタッフのモチベーション維持につながっている。

■ 支援の流れ

受け入れまでの流れ

- ✓ 「子ども第三の居場所」から移行する児童は、拠点から市に意見書を出し利用申請に至った。その後は、スクールソーシャルワーカーが把握している案件を優先して、市に意見書を送っている。まず拠点を見学してもらい、面談・アセスメントの後、保護者が利用を希望すれば、意見書を付けて市に連絡する流れである。拠点での受け入れ可否も拠点で判断している。面談にはスクールソーシャルワーカーなど拠点につないでくれた方が同席することが多い。

事業の周知・広報

- ✓ 積極的には広報しない方針である。対象児童以外の問い合わせが増えないようにする配慮だろう。2 拠点目の開設にあたっては、校長やスクールソーシャルワーカーに事前に資料を送り周知しようと考えている。

18 歳以上への支援の接続先

- ✓ LINE で保護者とつながり続けるほか、相談があれば対応する予定。若者向けの支援先も少なく、他の支援につなげることが難しいため、ボランティアとして来所してもらいなどして関わりをつくるしかない状況である。

■ 外部機関との連携

学校との連携

- ✓ 教育委員会に許可をもらった上、個別に校長先生と話し、出席認定してもらった。校長から学校に通えていない児童に対し拠点を紹介してもらえるようになった。

市町村との連携

- ✓ 3 か月に 1 回、市との連携会議がある。子育て政策課、家庭支援課、教育委員会とオンラインで情報共有している。

医療機関との連携

- ✓ 医療連携がとても重要だと感じる。ADHD 傾向やセンシティブな児童が専門的な受診や診断もないまま学校に通っている場合もある。保護者が医師にうまく伝えられない場合があるため、受診に同行して説明したり、内服管理や体重の変化を伝える、飲み方の工夫などをしたりする支援を行っている。

他の団体との連携

- ✓ 社会福祉協議会にアウトリーチでの訪問支援を依頼するほか、拠点を利用している家庭について事前に情報提供し、拠点で面談することで支援のハードルを下げている。

■ 児童育成支援拠点事業を実施するうえでの課題等

- ✓ スタッフの処遇向上や人員増加をしたいが、事業費だけでは賅いきれない。

- ✓ 児童育成支援拠点事業では、「子ども第三の居場所」の時と比べ、児童の問題行動等が起こりやすい。従前の居場所事業と対象層が異なり、求められるノウハウも全く別であることに当初は苦慮した。

(4) 愛知県瀬戸市「せと”ここ”ほっとルーム」

ヒアリング日時	1月22日(木) 10:30-12:30		
事業者名	直営(教育委員会学校教育課が所管)		
人口	126,274人(※)		
開所日数	週5日	開所時間	8:30-18:00

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)(総計)」

■ 開設経緯

- ✓ 瀬戸市で増加している不登校の要因に関するアンケート調査の結果、発達障害の傾向や家庭環境が厳しさといった回答が上位であった。また、不登校のきっかけとして生活リズムの乱れという回答も多かったため、学習のみならず生活面も併せてサポートする場所が必要だと考えた。
- ✓ 教育委員会が本事業の旗振り役を務め、こども未来課にも適宜協力してもらおう形で進めた。

■ 活動内容

「安心安全な居場所の提供」

- ✓ 児童の自主性を尊重するという理念のもと、基本的に過ごし方は自分で決めてよいこととしている。
- ✓ 支援員の得意なこと(折り紙、カードゲーム、など)を活かしつつ、遊び等を提供している。一人で過ごすことが好きな児童は一人で勉強等をすることも可能としている。

「学習支援」

- ✓ 上記のとおり、基本的に過ごし方は自分で決めてよいこととしていて、勉強を強制することはない。

「食事提供」

- ✓ 給食を提供していて、給食の要否を保護者に確認した上で配食している。給食を教室外に提供すること抵抗があった学校や給食センターとの調整には苦労した。

「課外活動」

- ✓ 地域の饅頭屋等を招いての調理活動、キャリアコンサルタントを招いての職業ゲームなどを実施している。キャリアコンサルタントは、将来的な自立に向けて、何のために学校に行くかなどを考えてもらうきっかけとして活用している。

- ✓ 校内でも調理体験を中心に将来生きるのに役立つ活動を行っている。学校と連携し、運動場を貸してもらって軽運動を行っている拠点もある。
- ✓ 長期休暇では日本語支援の講座を開催している。

「保護者支援」・「関係機関連携」

- ✓ 発達障害のある場合は、発達支援所管課や放課後等デイサービス、経済状況に課題がある場合は自立支援所管課など、スクールソーシャルワーカーが軸となって適宜適切な支援に連携している。
- ✓ 既存の会議体（要保護児童生徒対策協議会、学校ケース会議、生活困窮者自立支援会議、など）を活用して、適宜学校も含め関係所管と一堂に会してケース会議を行っている。
- ✓ スクールソーシャルワーカーが家庭訪問等に同行して面談などもしている。利用児童のみならず、本事業を利用した方が良さそうな未利用家庭にも赴くことがある。

虐待通告時の対応フロー

- ✓ 虐待発見時は、担当のスクールソーシャルワーカーからこども若者家庭センターに繋ぎ、そこから児童相談所につなぐという流れである。緊急時の対応（リストカット時）の対応フローについてもフローを整備した。適宜学校の養護教諭・保健主事等に応援要請ができるように調整した。

■ 施設整備

- ✓ 空き教室を改装し、空調整備、インターホン設置、2教室間の壁抜き、模様替えを行った。模様替えの際には、児童の意見も取り入れた。
- ✓ 一人になりたい児童のためにパーテーションを設置している拠点もある。

■ 人員整備

- ✓ 児童のいる時間は支援員を2人は配置している。
- ✓ 市の広報誌やHP上で会計年度任用職員として募集し、多くの応募があった。市からの求人であるため、安心感があるものと思われる。
- ✓ スクールソーシャルワーカーは市が雇用している学校教育課にも籍がある市の正規職員であり、常勤で2名、会計年度任用職員の非常勤が2名いる。役所と現場の行き来してもらっていて、連携のしやすさにつながっている。
- ✓ 各拠点の室長は学校との調整業務があるため教員免許保有者としている。
- ✓ 心理職員は、県所属で学校に派遣されるスクールカウンセラーに、中学校は週1回・小学校は月1回程度で拠点に来ていただき、謝礼を渡している。児童向けの対応のほか、研修の際に児童との接し方等について講義してもらっている。

■ 支援の流れ

受け入れまでの流れ

- ✓ 保護者や児童からの申込があった上で、可能な範囲で室長との面談の後に利用決定

がなされる。保護者と面談ができずに、申込や名簿登録が無くても拠点利用や給食提供は可として、保護者の理解を得られたタイミングで正式に登録を進める場合もある。

- ✓ こども未来課からの紹介もあるが、学校の先生等が室長やスクールソーシャルワーカーに繋ぐケースが多い。

事業の周知・広報

- ✓ 市の HP に拠点の情報を掲載している。HP を見て連絡をする方もいるが、学校等からの紹介のケースが多い（困っていそうな方向けに個人面談の機会などに案内してもらおうなど）。

■ その他

量の見込み

- ✓ 国が提示する量の見込み算出式の「対象児童数」について、要保護児童対策地域協議会ケース（こども若者家庭センターケース+児童相談所ケース）、要保護世帯数、ほっとルーム利用登録数（既存の実績値）を合計して算出した。

成果

- ✓ 拠点が開設したことによって、学校のみならず、様々な関係機関とつながった上で支援を提供できるようになった。
- ✓ 拠点開設後、令和6年度の中学校の不登校児童数は微減した。
- ✓ 保健室登校の児童に加え、完全不登校の児童にも来てもらえている。拠点に来た上で、時間を限定して教室に行けるようになる児童もいる。学校側も協力的で、担任の先生が顔を出してくれることもある。
- ✓ 今まで担任の先生は児童に課題があると感ずいても学校外の支援にまではリーチできなかったが、本事業の実施により先生が児童の状況を気軽に相談・連携できる場所ができたことも成果の一つである。

課題

- ✓ 教育委員会の中で、実際の事業を検討する指導主事が周辺事業のことを把握していない場合があり、学校以外の事業を活用するという意識がなかった。
- ✓ 取組開始当初は学校側からかなり警戒され、調整に苦勞を要した。一方、本事業と学校が全く別の事業であることを明確に意識した上で、何をどこまで連携するかの棲み分けを厳密に議論することは必要である。
- ✓ こども部局が主体となって学校内に拠点を開設しようとする場合には、学校の敷地を使うという部分については逐一教育委員会との調整が必要となるため、ハードルが高くなると思料する。

(5) 神奈川県鎌倉市「海辺のてらハウス」

ヒアリング日時	2月18日(水) 10:00-12:00		
事業者名	NPO 法人鎌倉てらこや		
人口	174,535人(※)		
開所日数	週3日	開所時間	授業終了後~原則 18:00

※出所：総務省「令和7年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

■ 開設経緯

- ✓ 開設までのスケジュールは、2024年8月30日～9月13日がプロポーザル期間、10月1日開所、11月2日に一人目見学、11月8日利用開始という形であった。3年契約である。
- ✓ 当時の鎌倉市担当課長がこども家庭センターの設置と共に本事業の実施を検討し、事前に実施体制、施設、事業者等のあたりを付けていた。
- ✓ プロポーザル前の令和6年3月から職員の選定等の準備を開始。人員整備として、新規3名の職員の採用、管理者の異動を行った。施設整備としては、鎌倉市担当者が目途を付けていた施設の改修を貸主（社会福祉法人）にて行ってもらう専用拠点として利用することとした。
- ✓ 開所から利用開始までは市でのアセスメント、スタッフの研修に充てていた。

■ 活動内容

「安全・安心な居場所の提供」

- ✓ 個人情報管理を徹底している。児童基礎情報や活動記録等は厳格なセキュリティ管理がなされたクラウド上でのみ管理・蓄積している。それ以外の場面では個人情報は伏せ、番号で管理している。
- ✓ 清潔な施設を維持するよう意識している。児童に見えるように掃除し、手伝いも依頼している。
- ✓ 児童の人数以上のスタッフやボランティアを配置している。自主事業で採用した300名強のボランティアの中から、適切な学生を選定している。
- ✓ 児童から目を離さず、密室を作らないことを意識している。利用開始時に、かくれんぼ等でも男女が密室に入らないよう伝えている。

「生活習慣の形成」

- ✓ 手洗いうがいや歯磨きの声掛けとサポートをしている。洗濯は一緒にやってみるところから始めている。
- ✓ あえて海で遊ぶ活動を行い、その後一緒に入浴することで、身体の洗い方やシャンプーの仕方を教えている。

「学習支援」

- ✓ 放課後の開所である上、児童のニーズがないため、ほとんど実施していない。ケース会議にて学校での学習進度を共有してもらっている。

「食事の提供」

- ✓ おやつと夕食の提供をする。近隣の社会福祉法人から給食を購入している。ただ、宗教上の理由で給食を食べられない児童や偏食の児童が入ったため、全開所日の8割程度は拠点で一緒に調理実習を行っている。
- ✓ まずは食べてもらうことを重視し、マナーの押し付けではなく楽しく食卓を囲めることを心掛ける。

「課外活動」

- ✓ 安全対策を徹底した上での海遊びや、市民プール、公園、散策、クルージング体験などを行い、児童の体験の幅を広げている。

「関係機関連携」

- ✓ 行政をハブとして要保護児童対策地域協議会の各機関との連携している（学校、病院、スクールソーシャルワーカー、学童、など）。緊急時は個別に連携をとり、速やかに行政に報告している。適報告は月1回の面談と文書で行う。
- ✓ 病院同行が月1回以上あるため、病院と協力協定を結んでいる。事前に保険証等の情報を保護者への同意を得て提出する上、選定療養費なしでの受診をしてもらっている。病院側でもフローを構築してもらっている。

「保護者支援」

- ✓ こども家庭センター相談員と拠点のどちらが支援を行うべきか、保護者との関係構築の度合い等に応じて、行政と現状認識や支援の方向性の認識を揃えた上で、適宜連携して支援している。

「送迎支援」

- ✓ 法人車両、公共交通機関、タクシーで自宅等～施設までの往復の送迎を行う、ステイグマ対策のため、学校ではなく自宅近く（前まではいかない）に迎えに行く。長期休暇中などで法人車両での送迎の負荷が大きい際は適宜タクシーを活用している。
- ✓ 公共交通機関を使ったことがない児童もいるため成長機会と捉えている。
- ✓ 地元タクシー会社と業務提携し、ドライバーと車両を固定している。

虐待通告時の対応フロー

- ✓ 緊急搬送を伴う場合とそれ以外の場合で対応フローを定めている。速やかに報告の上、再発防止策、今後の対応について行政と協議する。

■ 施設整備

- ✓ 鎌倉市は要保護児童対策地域協議会ケースを対象としていることから、利用児童の安全・安心の確保のため、併設ではなく専用拠点として実施。近隣の社会福祉法人

が町内会等の地域のネットワークや関係性づくりを行っていたため、本事業の理解を得やすい立地であった。(元々近隣社会福祉法人の社員寮だった施設)

- ✓ 男女別の浴室やトイレがある施設、騒音を気にしなくてよい施設、近隣に外遊びできる場所や困ったときに相談できる施設があると良い。

■ 人員整備

- ✓ 実施要綱に沿った人員配置に加え、ボランティアを採用している。ボランティアの採用は、新歓等で学生自身が行っており、学生自身が勧誘する方が集めやすい。学生自身でボランティアのマネジメントを行ってもらったり、学生同士の仲の良さをメリットとして訴求したりするほか、児童とのかかわりの中で児童の変化や自己有用感を感じられるよう、活動後毎回振り返りを行っている。
- ✓ 児童福祉の専門家にスーパーバイザーとして1か月間のレビュー（身に着けるべきスキル、支援、行政への報告事項、など）や個人面談をしてもらうことが人材定着につながっている。

■ 支援の流れ

受け入れまでの流れ

- ✓ ニーズがありそうな児童について市から事業者事前に情報共有をして、拠点にて受け入れられそうであれば、相談員が家庭に打診し家庭側で拠点の利用を検討する。
- ✓ 家庭内での検討の際に、拠点がどのようなところか知ってもらうため、保護者と児童には、相談員同行の上で事前に見学に来てもらっている。その後保護者・児童の利用の合意があれば、正式な利用決定に進む。

事業の周知・広報

- ✓ 鎌倉市は要保護児童対策地域協議会の児童が対象であるため、スティグマに配慮し一般に周知はしていない。
- ✓ 利用対象外の児童の利用希望は現在のところない。もしあれば、事業者実施の対象要件のない居場所の利用を勧める。

第5章 自治体向け取組ポイント集の作成

1. 自治体向け取組ポイント集の概要

(1) 作成目的

本事業の全国的な実施促進のため、事業実施を検討・準備している自治体が具体的に検討を進めるために参考となる資料とすることを主な目的として、自治体向け取組ポイント集を作成した。

自治体向け取組ポイント集の作成にあたっては、自治体向けアンケート調査および自治体向けヒアリング調査を通じて把握した自治体が本事業に取り組むうえでの現状・課題を踏まえ、特に自治体にとって課題となる事項についてのポイントが明らかとなるよう意識して作成した。

(2) 資料構成

自治体向け取組ポイント集の構成は図表 15 に示すとおりである。「事業検討・準備時」では、事業実施を検討・準備している自治体向けに、事業を検討・準備する中で課題となるやすい事項についてポイントを説明する。「事業実施時」では、本事業を実施する上でポイントとなる事項を説明し、未実施自治体が事業を設計する上で参考となるだけでなく、既に本事業を実施している自治体が事業内容を見直す際にも参考となるようにしている。

図表 15 自治体向け取組ポイント集の資料構成

大項目	記載事項
事業検討・準備時	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の開始、委託先の確保・ スケジュール・予算・ 試行的実施
事業実施時	<ul style="list-style-type: none">・ 利用フロー・ 利用者管理・ 関係機関との連携・ イレギュラー対応

2. 本編（別紙）

自治体向け取組ポイント集の本編は「別紙2_自治体向け取組ポイント集」に記す。

第6章 事業者等向け事業開始・運営の手引書の作成

1. 事業者等向け事業開始・運営の手引書の概要

(1) 作成目的

本事業の全国的な実施促進のため、事業実施を検討している事業者等が、具体的な開設準備・検討を進めるために参考となる資料とすることを主な目的として、事業者等向け事業開始・運営の手引書を作成した。

事業者向け事業開始・運営の手引書の作成にあたっては、児童育成支援拠点事業実施要綱（以下、「実施要綱」と記す）や児童育成支援拠点事業ガイドライン（以下、「ガイドライン」と記す）、公開情報等の既存資料のほか、本調査研究事業で実施した自治体向けアンケート調査や事業者向けヒアリング調査の結果を反映した。

(2) 資料構成

事業者等向け事業開始・運営の手引書の構成は図表 16 に示すとおりである。「はじめに」及び「児童育成支援拠点事業開設に向けて」では、これから事業実施を検討中の事業者等向けに、本事業の概要や開設に向けての検討・準備事項を説明する。「児童育成支援拠点運営時のポイント」では、これからの事業実施を検討中の事業者等に加え、既に事業を実施している事業者等も参考になるように、拠点運営時のポイントを、事例を交えて説明する。

図表 16 事業者等向け事業開始・運営の手引書の資料構成

大項目	小項目
はじめに	
本資料の目的・構成	本資料の目的・構成
児童育成支援拠点事業とは	児童育成支援拠点事業の概要
	児童育成支援拠点事業の実施内容
	家庭支援事業（児童育成支援拠点事業）が求められる社会的背景
	児童育成支援拠点事業の果たす役割
	事業対象者との関わり方
	子どもの権利条約
	虐待防止・虐待対応に係る遵守事項等
児童育成支援拠点開設に向けて	
開設までに検討・準備すべ	開設までに検討・準備すべき事項

き事項	開設までの検討・準備スケジュール_事例	
施設整備	満たすべき要件	
	施設探しの方法	
	考慮すると望ましい要素	
	必要となる設備の例	
	施設の維持管理に必要な事項	
	法令・制度関連の届出	
	人員整備	人員整備スケジュール
人員整備	満たすべき要件	
	雇用人数の検討①_検討の流れ	
	雇用人数の検討②_必要な業務の洗い出し	
	雇用人数の検討③_一日あたりの必要工数を算出	
	雇用人数の検討④_全体必要人数の算出	
	雇用人数の検討⑤_長期休暇期間の人員確保	
	採用募集手段	
	研修実施 実施内容	
	研修実施 実施方法	
	人材定着の工夫	
	支援の流れの整備	支援の流れの全体像
		検討・調整が必要な事項 事業の周知・広報
検討・調整が必要な事項 利用情報の共有ルール・内容		
検討・調整が必要な事項 利用決定に至るまでの流れ		
検討・調整が必要な事項 支援計画の作成		
検討・調整が必要な事項 支援状況の報告		
検討・調整が必要な事項：支援終了の判断・他支援への 接続		
外部関係構築	関係づくりが必要な機関	
	関係づくりのポイント	
安全対策・衛生管理	安全対策	
	衛生管理	
その他	日本財団「子ども第三の居場所」等から移行する場合の留意点	
児童育成支援拠点運営時のポイントについて		
支援実施上のポイント	職業倫理と法令順守	
	本事業を実施する上での事業者類型別の強み	

	本事業の実施内容
	「安全・安心な居場所の提供」の重要性
	提供サービス別の実施上のポイント (1) 安全・安心な居場所の提供
	提供サービス別の実施上のポイント (2) 生活習慣の形成
	提供サービス別の実施上のポイント (3) 学習の支援
	提供サービス別の実施上のポイント (4) 食事の提供
	提供サービス別の実施上のポイント (5) 課外活動の提供
	提供サービス別の実施上のポイント (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
	機関ごとの連携のポイント
	提供サービス別の実施上のポイント (7) 保護者への情報提供、相談支援
	提供サービス別の実施上のポイント (8) 送迎支援
虐待発見時の通告等	虐待発見時の通告義務
	虐待発見のためのチェック
	虐待通告を含むイレギュラー発生時の対応フロー

2. 本編（別紙）

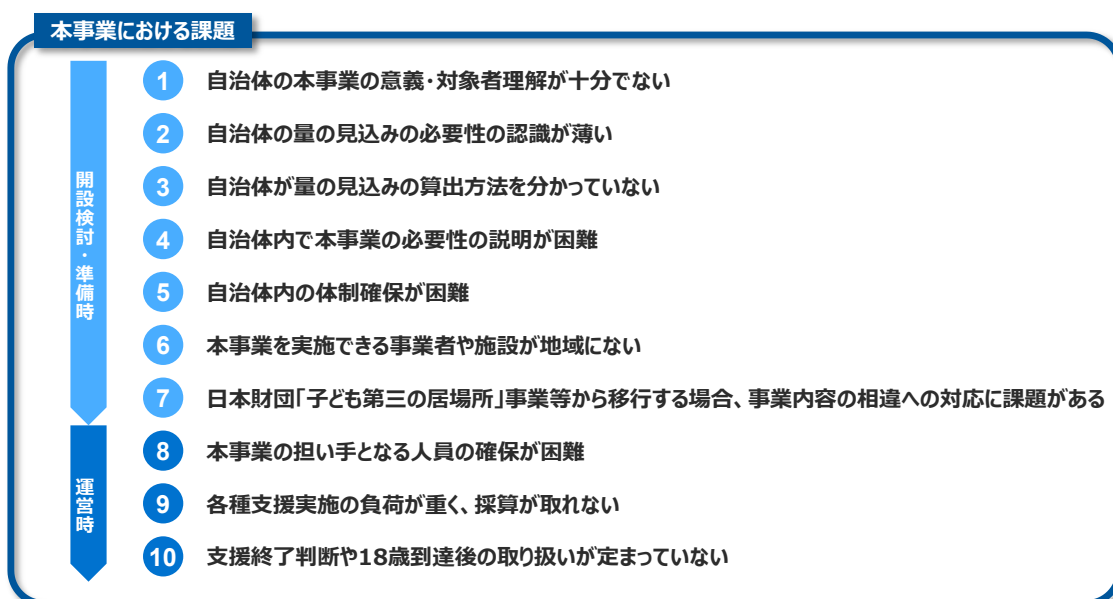
事業者等向け事業開始・運営の手引書の本編は「別紙3_事業者等向け事業開始・運営の手引書」に記す。

第7章 調査研究のまとめ

1. 本事業の課題の概要

アンケート調査結果、ヒアリング調査結果、検討委員会における議論を踏まえ、本調査研究を通じて把握した本事業の課題を、「開設検討・準備時」と「運営時」に分けて整理すると、図表 17 のとおりとなる。(各課題の詳細は後述する。)

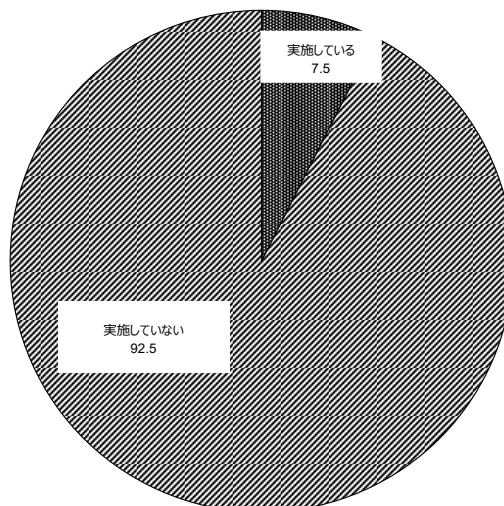
図表 17 本事業における課題



本事業は全国での実施率が7.5%（図表 18）と低い水準であることから、本事業の普及を進める観点では、開設検討・準備時における課題（上記①～⑦）が特に重点的に対処すべき課題であると言える。一方で、令和6年度に開始して間もない本事業において既に浮上している運営時の課題（上記⑧～⑩）についても、今後本事業の実施率が向上していった際にさらに多くの自治体・事業者にて課題となる可能性が考えられるため、早期の対処が必要な重要課題であると言える。

図表 18 アンケート調査 Q5_本事業の実施率

Q5. 貴自治体は児童育成支援拠点事業を実施していますか。【単一回答】
(n=1084、%)



2. 各課題の詳細と取り組むべき方向性提案

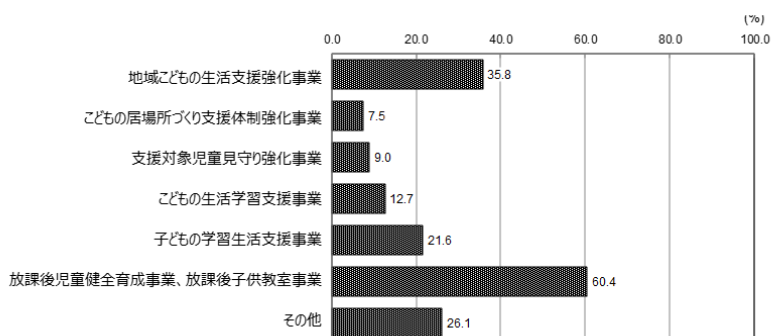
① 本事業の意義・対象者理解が十分でない

<課題の詳細>

本事業は、不適切な養育環境にある児童・家庭や学校に居場所のない児童を対象に安全・安心な居場所とその他包括的な支援を提供する事業である。一方で、図表 19 のとおり、本事業実施不要と判断した未実施自治体において実施されている事業として、「放課後児童健全育成事業、放課後子供教室事業」や「地域こどもの生活支援強化事業」の回答が多かった。このことから、自治体において、本事業と類似の居場所関連事業との意義・対象者の棲み分けの理解が十分でないことが起因して、本事業が不要と判断されてしまっている可能性がある。

図表 19 アンケート調査未実施向け Q13_本事業実施不要と判断した自治体の実施事業

未Q13、Q11で（子ども食堂等の他取組で居場所整備のニーズを満たしている（事業実施不要の判断））をお選びの方にお伺いします。実施されている事業名をすべてお選びください。【複数回答】（n=134）



<課題に対する取組の方向性>

上記課題に対して、国としては本事業と類似事業における意義・対象者や役割の棲み分けについて整理の上、各自治体へ周知を行うことが必要と考えられる。なお、本調査研究においても、「自治体向け取組ポイント集」の p.3-5 にて、本事業を実施する意義・メリットや放課後児童健全育成事業等と比較した本事業の対象者の特徴について記載している。

また、本事業は児童相談所が入所措置等をとらなかったものの引き続き支援が必要な児童を、市町村においてより身近な形で支援する手段として活用したり、児童養護施設等での支援終了後に家庭・地域に戻った児童を見守る機能として位置づけることも有効である。加えて、学校において養育環境が要因で不登校となっている児童も多い中、不登校に至る前段階や不登校になった児童がまず通える居場所として本事業を活用することも可能である。本事業にこのような意義があることについても、「自治体向け取組ポイント集」の p.4 に記載している。

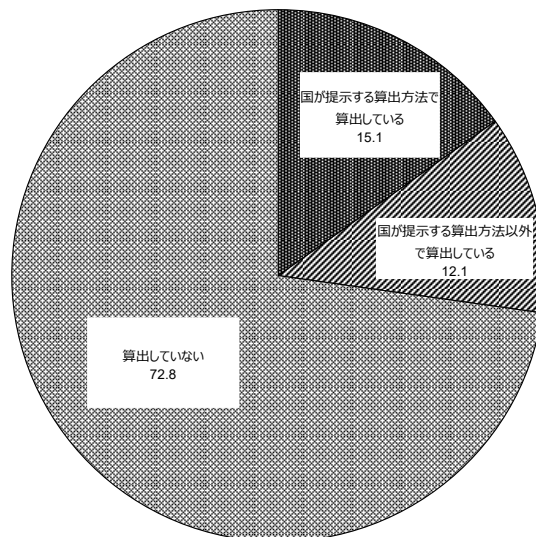
② 自治体の量の見込みの必要性の認識が薄い

<課題の詳細>

本事業は子ども・子育て支援事業計画における量の見込み算出対象事業に含まれている一方、図表 20 に示すとおり、量の見込みを算出していない自治体が 72.8%に上った。量の見込みの算出率が低い要因の一つとして、そもそも自治体において量の見込みの必要性の認識が薄いことが考えられる。実際、図表 21 に示すとおり、量の見込み算出を行っていない理由として、「本事業に関する『量の見込み』を立てる必要があることを知らなかった」、 「本事業に関する『量の見込み』の計算式を知らなかった」という回答が一定数存在した。

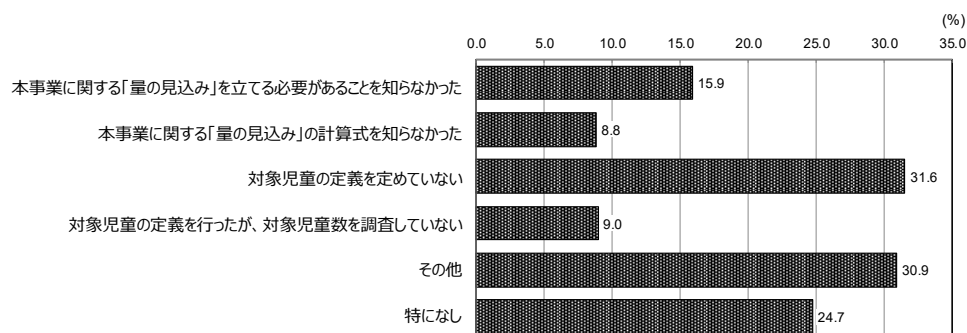
図表 20 アンケート調査 Q6_量の見込みの算出状況

Q6. 本事業に関する「量の見込み」の算出状況をお選びください。【単一回答】
(n=1084、%)



図表 21 アンケート調査 Q9_量の見込みの算出を行っていない理由

Q9. 算出を行っていない理由について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=792、%)



<課題に対する取組の方向性>

上記課題に対して、国としては本事業が量の見込みの算出対象に含まれることを各自治体により一層周知することが必要である。

例えば、自治体子ども計画策定促進に向けた取組において各自治体にアプローチする機会があれば、その一環で本事業における量の見込み算出の必要性に触れることも一案である。また、より踏み込むのであれば、量の見込みの算出結果を報告させる仕組みを作るなど、量の見込み算出に強制力を持たせるような取組も検討の余地がある。

一方で、多くの自治体で令和6、7年度に自治体子ども計画等の策定が済んでしまい次回の改訂が5年後となってしまうことが想定されるため、別途ニーズの算出の仕方等に関する

る通知等を展開するといった可能性も併せて検討する必要がある。

③ 自治体が量の見込みの算出方法を分かっていない

<課題の詳細>

量の見込みの算出率が低い要因について、課題②「自治体の量の見込みの必要性の認識が薄い」のほか、自治体が量の見込みの算出方法を十分に分かっていない可能性が考えられる。

「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」に記載されている本事業の量の見込み算出の計算式は以下のとおりである。

$$[A \text{ 推計児童数 (人)}] \times \frac{[C \text{ 対象児童数 (人)}]}{[B \text{ 6歳以上の児童数 (人)}]}$$

このうち、「C 対象児童数」の求め方は、「相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計。(後略)」となっているが、具体的な算出方法は自治体に委ねられており、自治体にとって判断に困難が生じている可能性がある。実際、図表 21 に示すとおり、量の見込み算出を行っていない理由として、「対象児童の定義を定めていない」という回答が最も多かった。

また、図表 22 に示すとおり、小規模自治体ほど本事業の量の見込みの算出結果を 0 と見込む自治体が多い傾向にある。一方で、量の見込みを 0 と見込んだ自治体とそうでない自治体において、要保護・要支援児童の平均人数には大きな差がないことが分かる。このことから、小規模自治体では本事業のニーズがないと安易に判断してしまっている可能性があるため、適切な量の見込み算出を促すことの必要性が窺える。

図表 22 アンケート調査 Q7_量の見込みの算出値

Q7. Q6で「量の見込み」を算出された自治体にお伺いします。令和7年度の量の見込みについて具体的に記入ください。【単一回答】
(n=295、%)

人口規模別 量の見込みを0とした自治体の割合		量の見込み0/それ以外自治体別 要保護・要支援児童数の平均	
人口規模	量の見込みを0とした自治体の割合 (算出自治体中)	量の見込み	要保護・要支援児童数の平均 (人)
1万人未満 (n=47)	51%	0人と見込んだ自治体 (n=66)	
1万人以上 (n=129)	25%	1万人未満 (n=24)	10.7
5万人以上 (n=85)	13%	1万人以上 (n=32)	58.1
20万人以上 (n=24)	0%	5万人以上 (n=11)	224.8
50万人以上 (n=10)	0%	それ以外 (n=175)	
		1万人未満 (n=23)	11.1
		1万人以上 (n=98)	74.4
		5万人以上 (n=74)	205.7

<課題に対する取組の方向性>

上記課題に対して、国としては量の見込み算出の具体事例について各自治体に周知することが求められる。本調査研究では、児童・家庭と接点を持つ関係所管（こども家庭センター、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、要保護児童対策地域協議会、など）へのニーズ調査により本事業が必要な児童数を算出する方法、庁内保有データ（要保護・要支援児童数、要保護児童対策地域協議会登録ケース数、ネグレクト相談件数）に一定割合を掛けて算出する方法、類似の居場所事業の利用実績をベースに算出する方法、などが確認され、「自治体向け取組ポイント集」の p.6,7 に詳細を記載している。特に、日ごろ教育委員会・スクールソーシャルワーカーと福祉部局の間で接点が少ない自治体においては、教育委員会・スクールソーシャルワーカーに事業を周知・説明した上でニーズ調査を行うことで、今まで把握できていなかったニーズの掘り起こしができる可能性がある。

また、量の見込み算出の具体例をもとに、「『量の見込み』算出等の考え方」の資料の記載をより具体化・追記する対応を行うことも検討の余地がある。

さらに、量の見込み算出促進のために、都道府県が一定の役割を担うことも考えられる。例えば、都道府県が基礎自治体の量の見込み算出状況・方法を把握し、未算出自治体や本事業のニーズがないと考えている自治体に対して、近隣自治体における量の見込み算出の事例共有を行うことで、適切な量の見込み算出を促進できる可能性がある。

④ 自治体内で本事業の必要性の説明が困難

<課題の詳細>

課題①「本事業の意義・対象者理解が十分でない」にて示したとおり、本事業は類似の居場所関連事業との意義・対象者等の棲み分けが自治体に十分に認識されていない可能性があり、このことが起因して、自治体内で本事業の必要性の説明も困難となっている可能性がある。実際、図表 23 に示すとおり、実施自治体における企画立案～予算確保時の課題として、「そもそも支援の必要性を示すことに苦労した」が最も多く回答され、「支援は必要であるという認識だが、予算獲得に十分な説明ができない」という回答も多かった。

図表 23 アンケート調査 Q11_実施自治体の企画立案～予算確保の課題

Q11. 本事業の企画立案～予算を確保するにあたり苦労した点・課題について当てはまる内容をすべてお選びください。【複数回答】
(n=81、%)



<課題に対する取組の方向性>

上記課題に対して、国としては自治体における本事業の必要性の説明方法について各自治体に周知することが求められる。本調査研究では、自治体の現状・課題を表す指標を示す、本事業実施によるメリット・効果や事業実施による具体的な改善ケース例を示す、児童・家庭のリスクに早期に対応することにより長期的には行政コスト改善につながる可能性を示す、といった方法が確認され、「自治体向け取組ポイント集」の p.5 に詳細を記載している。

また、自治体の現状・課題を示す指標については、基礎自治体では把握していないケースも想定される。そのため、国や都道府県は、広域で取得し把握している指標について、基礎自治体単位での集計を共有することが求められる。

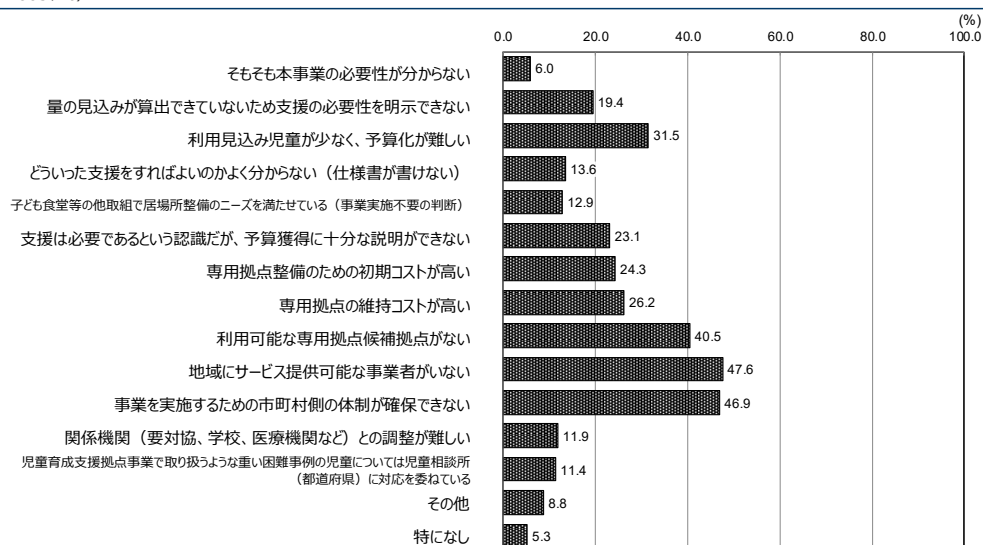
⑤ 自治体内の体制確保が困難

<課題の詳細>

図表 24 に示すとおり、未実施自治体における本事業開始にあたっての課題として、「事業を実施するための市町村側の体制を確保できない」の回答が 46.9%と多い。そのため、自治体内の人的リソース不足や担当所管が不明瞭である等の体制確保面の困難が、本事業の実施率が低い要因の 1 つとなっていると考えられる。

図表 24 アンケート調査未実施自治体向け Q11_本事業開始にあたっての課題

未Q11. 本事業開始にあたっての課題について該当するものをすべてお答えください【複数回答】
(n=1003、%)



<課題に対する取組の方向性>

上記課題に対して、特に人的リソースの不足について抜本的な解決は難しいと考えられる一方、国としては自治体への人員体制面の支援策拡充を検討する必要がある。例えば、本事業の実施を検討している未実施自治体に対して、同一都道府県内の実施自治体や民間事業者におけるノウハウを有する人材が働きかけられるように人材交流の機会を作る、などの方策が選択肢の1つとして考えられる。

また、担当所管が不明瞭であるという課題に関して、本調査研究では児童福祉担当所管のみならず、教育委員会による実施事例など、幅広い部署による実施が確認された。そのため、国としては、考えられる担当所管例についてガイドラインの記載を充実化させるなどして自治体に周知することが考えられる。また、適宜文部科学省等と連携し、各自治体の教育委員会に本事業を周知することも一案である。

⑥ 本事業を実施できる事業者や施設が地域にない

<課題の詳細>

図表 24 に示すとおり、未実施自治体における本事業開始にあたっての課題として、「地域にサービス提供可能な事業者がいない（47.6%）」「利用可能な専用拠点候補拠点が無い（40.5%）」の回答が多い。そのため、本事業を実施できる事業者や施設が地域にないことが、本事業の実施率が低い要因の1つとなっていると考えられる。

<課題に対する取組の方向性>

上記課題に対して、本事業を実施する事業者類型・施設の選択肢は未実施自治体・事業者が想定するよりも幅広い可能性があるため、国としては、考えられる事業者類型や活用施設例について、ガイドラインの記載を充実化させるなどして自治体・事業者に周知していく必要がある。本調査研究では、本事業を実施する事業者として、居場所関連事業者（地域外の事業者の誘致の事例も含む）のほか、居場所関連以外の児童福祉事業を行う事業者（児童養護施設、児童館・放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービス、など）や、児童福祉以外の福祉事業を行う事業者（高齢者福祉、障害福祉、など）が確認された。また、実施施設は、新規物件で実施している事例のみならず、事業者が持つ既存施設との併設で実施している事例や、学校の空き教室などの行政の既存施設を活用している事例が確認された。

なお、本調査研究において、本事業の実施可能性のある事業者類型の整理を「自治体向け取組ポイント集」の p.8-10 に、本事業の実施可能性のある施設の整理を「事業者等向け事業開始・運営の手引書」の p.18 に記載している。

その他、国等が既存の取組事業者や自治体と協力し、本事業の取組事業者一覧を作成・公開することで、事業への取組意向がある未実施自治体が、相談相手となる事業者を知ることができるようにする方法も考えられる。

また、どうしても本事業の実施事業者が見つからない場合は、直営での実施も検討が必要であるため、国としては、直営で実施する場合のメリット・デメリットについて整理の上で、ガイドラインへの記載を充実化するなど、周知できると望ましい。本調査研究では、直営で実施する場合は人員確保・運営管理・事務作業負担など自治体の負荷が大きい一方、児童・家庭を直接見守って関係機関とスムーズに連携できるという利点があることなどが確認され、「自治体向け取組ポイント集」の p.8-10 に記載している。

加えて、直営での実施を検討する場合、自治体の負担が重くなることを鑑みて、定員数を絞った形でスモールスタートでの開設ができると望ましい。一方、現状の実施要綱・ガイドラインでは定員について「概ね 20 人」とのみ記載があり、定員数を絞った形での実施可否が曖昧である。そのため、国としては実施要綱・ガイドライン上の定員の記載を明確化することが求められる。

⑦ 日本財団「子ども第三の居場所」事業等から移行する場合、事業内容の相違への対応に課題がある

<課題の詳細>

日本財団「子ども第三の居場所」事業等を実施している自治体・事業者が本事業に移行する場合、財団事業と本事業では職員要件・施設要件等の詳細な実施要件や補助率に相違があり、対象児童・目的（例：幅広い居場所提供か、養育課題を抱える児童を重点的に支援する

か、など)も異なる場合がある。そのため、移行にあたっては上記のような事業内容等の相違にあわせて既存事業での実施内容を見直す必要があり、特に事業目的・利用対象者が大きく異なる場合、本事業への移行によって既存事業の利用者が居場所を利用できなくなる事態が起こりうる点が課題となっている。

<課題に対する取組の方向性>

上記課題に対して、国としては事業移行時の留意点や工夫方法について自治体・事業者に周知することが必要である。本調査研究においては「自治体向け取組ポイント集」の p.12 に、事業移行時の留意点や、工夫方法（既存事業の利用者が継続的に利用できるよう、本事業の専用スペースは確保しつつ、対象児童以外の利用を認めている事例）について記載している。

⑧ 本事業の担い手となる人員の確保が困難

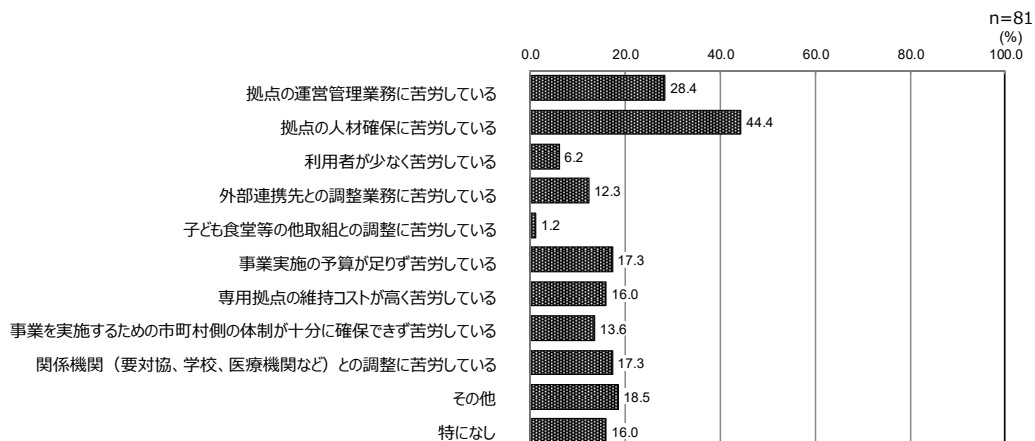
<課題の詳細>

本事業は養育環境に課題がある児童・家庭を対象としているため、職員には一定の専門性が求められる。また、時には家庭内の課題や児童の抱える困難、経済的な不安定さなど、複数の困難要因が重なり、標準的な対応だけでは解決が困難なハードケースへの対応が必要となる場面があるため、心理的負荷も高い傾向にある。そのため、他のこども・子育て関連事業と比較しても人員確保が難しいことが想定される。実際、図表 25 に示すとおり、本事業運用上の課題として、「拠点の人材確保に苦労している」が最も多く回答されている。また、図表 26 に示すとおり、長期休暇期間中の開所に関する課題として、「人員体制の確保が難しい」が最も多く回答されている。このことから、特に開所時間が長くなる長期休暇期間を中心に、拠点の人員不足が課題となっていることが窺える。

また、送迎支援を行う場合、通常の支援員が送迎を行うのは負担が大きい一方、送迎の時間帯のみスポットで人員を確保することが難しいという課題についてもヒアリング調査にて把握した。

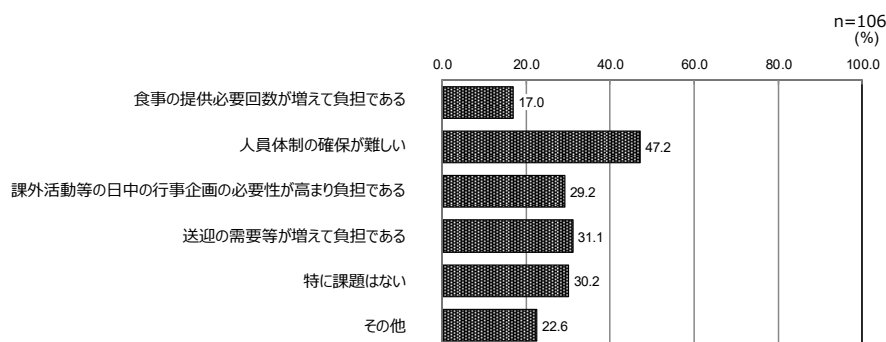
図表 25 アンケート調査 Q12_実施自治体の事業運用上の課題

Q12. 本事業を運用するにあたり苦労した点・課題について当てはまる内容をすべてお選びください。【複数回答】
(n=81、%)



図表 26 アンケート調査 Q12_長期休暇中の課題（実施自治体施設ごと設問）

Q17. 長期休暇期間中の開所に関する課題について、該当するものすべてをお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



<課題に対する取組の方向性>

上記課題に対して、国としては、まず拠点の人材確保方法や工夫点・事例を整理した上で、主に事業者向けに周知することが求められる。本調査研究では、事業者等向け事業開始・運営の手引書 p.32 に人材確保方法を整理した上で、p.31 にて長期休暇期間中の人員確保の工夫事例（学生ボランティア受入、など）を記載している。加えて、p.69 では送迎支援の負荷軽減や効率的な実施を行う上で参考となる実践事例（児童年齢に応じて公共交通機関活用、迎えのみ実施、タクシー会社との提携、など）について記載している。

また、本事業は職員の心理的負荷が高くなりやすいことを踏まえると、人材定着における工夫点・事例について共有することも必要である。本調査研究では、事業者等向け事業開始・運営の手引書 p.35 にて人材定着の工夫事例（勤務制度・環境整備、研修の充実、コミュニケーション・心理的ケア実施、など）を記載している。

さらに、多様な人材が本事業に参画できるよう、必要な専門性を補完するための国による研修の整備についても検討の余地がある。本調査研究上では、事業者等向け事業開始・運営の手引書 p.34 にて、各拠点が活用している既存研修の情報を記載している。

⑨ 各種支援実施の負荷が重く、採算が取れない

<課題の詳細>

本事業は養育環境に課題がある児童・家庭を対象としており、中には発達障害等の障害や何らかの特性を抱えている児童が支援対象となる場合もある。そのため、本事業は他のポピュレーション向けのこども・子育て関連事業と比較して児童への手厚い見守り・対応等が求められる場面が多く、各種支援を丁寧に実施した場合に負荷が重く採算が取れなくなるという課題がある。実際、上記の図表 25 に示すとおり、事業運用上の課題として、「拠点の運営管理業務に苦勞している」が多く回答されている。

ヒアリング調査や検討委員会での議論より、本事業において具体的に負荷がかかりやすい主な場面は以下の(ア)～(エ)であることが分かった。

(ア) イレギュラー発生時の対応が必要な場面

- ✓ 児童同士のトラブル発生時、虐待通告時、児童の帰り渋り時、事故・病気発生時等への対応など。ポピュレーション向けの事業と比較して、このようなイレギュラーが発生しやすく、対応が必要な場面が多い。
- ✓ 虐待通告時や帰り渋り等の重篤なイレギュラーの場合は、事業者による一次対応・随時報告の後には基本的に自治体に対応すべきである一方、自治体において対応フローが確立しておらず、事業者が過度に対応負担を担うケースがある。

(イ) 丁寧な保護者支援を実施しようとする場面

- ✓ 保護者一人ひとりに対して相談対応を実施したり、保護者から把握した児童・家庭の課題に対する対処を事業者のみで行う場合、事業者の負担が大きくなる。

(ウ) 本事業実施に必要な事務作業や職員のケア・マネジメント業務を行う場面

- ✓ 本事業は開所時間に児童・保護者向けに支援を行うのみならず、自治体への報告内容の作成等の事務作業や関係機関との連携、職員のケア・マネジメントなど業務が多岐にわたるため、閉所時間・閉所日の稼働が必要な場面が発生している。

(エ) 児童の状況にあわせた十分な学習支援を実施しようとする場面

- ✓ 宿題の見守り等を行う以上に、個々の状況にあわせた学習支援や進学に向けたサポートを行う場合、一定のノウハウが求められるため負担が大きい。

<課題に対する取組の方向性>

上記の(ア)～(エ)の課題について、以下のような方向性が考えられる。

まず、(ア)について、重篤なイレギュラーへの対応に関しては、事業者に過度に負担が偏

らないよう、事前に自治体・事業者間で対応フローを検討する必要性があることをより一層周知することが必要である。現行のガイドライン（p.15,19）にも上記の点について記載があるが、実際のフロー図を掲載するなど、充実化の検討余地は存在する。なお、本調査研究においては、事業者等向け事業開始・運営の手引書 p.73 にてイレギュラー発生時の対応フローの大枠を図示している。一方、重篤なケース以外を含め、本事業においてイレギュラーは発生しやすく、ある程度事業者に対応いただく必要があること自体は仕方ないものと想定されることから、国としては、事業者によるイレギュラー対応について加算等の補助拡充を検討することが必要である。

（イ）について、保護者支援は、必ずしも拠点の職員ではなく、こども家庭センターや他事業による支援が適切な場合も考えられる。地域の包括的な支援体制の中で適切な支援を提供できるよう、事前に本事業の事業者が行うべき保護者支援の範囲を取り決めたり、個々のケースについて事業者が自治体に随時報告の上、各々の役割分担を協議したりできる体制を作ることが必要である。この点について、国としてはガイドライン上で記載を追記することが考えられる。その上で、場合によっては児童・保護者と接点が多い本事業の実施事業者が、本事業の保護者支援の枠組みで期待される以上に保護者・家庭に対する支援を担うケースも存在することが考えられるため、国としては一定以上の支援を実施する事業者に対して加算等の補助拡充を検討することが必要である。

なお、児童・保護者への対応が事業者に偏るのは、事業者の随時報告に対する自治体の対応が遅いことに起因するケースがある。このような事態について、国としては、事業者の報告を受けて自治体側で速やかに対応方針を検討し、関係機関との連携を行う体制を整える必要性や具体例について、ガイドラインの記載を充実化するなどして自治体に強調することが求められる。本調査研究では、自治体向け取組ポイント集 p.16 にて、自治体内での各種会議体を活用した関係機関との連携体制構築方法について記載している。

（ウ）については、国としては事務作業や職員のケア・マネジメント業務に必要な工数を改めて調査・把握した上で、本事業実施のために必要と想定される工数の見直しを行う必要がある。各事業者としては、職員間での児童の状況共有などにデジタルツールを活用し、事務効率化を図るような工夫は一定考えられる。

（エ）については、国としては学習支援を効率的に実施するための工夫事例を周知することが求められる。本調査研究においては、事業者等向け事業開始・運営の手引書 p.59 にて学習支援実施上のポイント・実践事例を記載しているほか、学習支援実施に有用と考えられる学生ボランティアの確保事例について p.31 に記載している。加えて、児童個別の状況にあわせた学習支援や進学に向けたサポートなど、一定以上の高度な学習支援を行う場合に加算等の補助拡充を行うことも検討の余地があるが、本事業の最も重要な趣旨は安全・安心な居場所を児童に提供することであり、学習支援の拡充にあたっては、児童の安心感や居場所としての安定性を損なわないよう配慮する必要がある。

上記の(ア)～(エ)のような具体的な場面以外でも、本事業は養育環境に課題を抱える児童を対象としており、発達障害や何らかの特性を抱える児童が対象となる場合も多いため、ポピュレーション向けの事業と比較して児童一人あたりの人員を手厚く配置して見守りを行うことが求められる。このことを踏まえると、障害等を抱える児童への対応に対する加算等の補助設置や、本事業の補助額算定の根拠となった想定工数の見直しを検討する必要がある。

また、前述したように、本事業に携わる職員はポピュレーション向けのこども・子育て関連事業よりも専門性が求められ、かつ精神的負荷もかかりやすい。そのため、国としては、加算等の補助拡大や想定工数の見直しのみならず、本事業の補助額算定の根拠とした職員の想定単価が妥当であるかについても、今一度見直しを行う必要があると考えられる。

⑩ 支援終了判断や18歳到達後の取り扱いが定まっていない

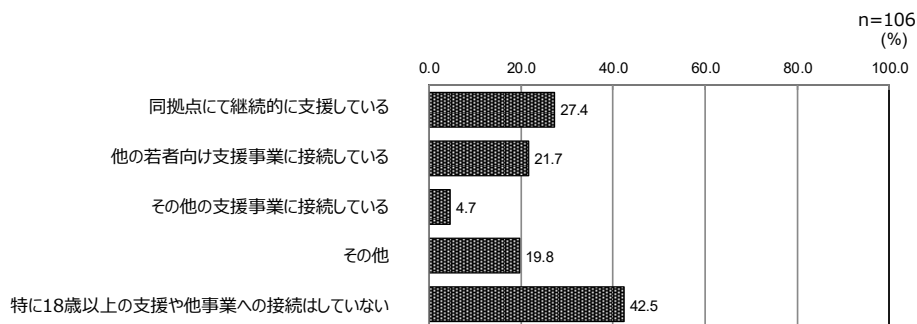
<課題の詳細>

本事業は令和6年度に開始したばかりであるため、利用児童の支援終了の判断や利用児童が18歳に到達して本事業対象外となった場合の接続先について決まっていないケースが多い。図表27に示すとおり、アンケート調査でも「18歳以上の支援や他事業への接続はしていない」という回答が多かった。

利用終了判断に関しては、特に大規模自治体において、今後定員が逼迫する事態が起こる可能性があることから、判断の基準・方法を事前に検討しておく必要性が高まっている。

図表 27 アンケート調査 Q29_18歳以上への支援状況（実施自治体施設ごと設問）

Q29. 18歳以上への支援について、ガイドラインにて以下の通りの整理となっています。どのように対応しているか該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
 【ガイドライン引用】
 加えて、18歳到達後に継続的に支援が必要と認められる場合は、継続利用も可能とするが、本事業の対象は、18歳未満であることを踏まえ、年齢やニーズにあったほかの適切な支援が利用できるように、市町村はこども家庭センターを含む関係部署と連携して支援を検討することが必要となります。
 (n=106、%)



<課題に対する取組の方向性>

利用終了判断、18歳到達後の取り扱いの双方とも、現行ガイドラインに記載のとおり自

治体・事業者間で、児童の利用頻度や児童・保護者の生活の改善状況等を踏まえた上で綿密な協議が必要である。加えて、方針決定にあたって最も尊重されるべきは児童の意向であることに留意が必要である。この点については現行ガイドラインでの記載が薄いため、国としては、児童の意向を聴取する機会・体制を作る必要性についてガイドラインの記載を充実化するなどの検討が必要である。

資料編

資料編

1. アンケート調査票

<回答方法>

市町村向け調査票の使い方

0	本アンケート調査は、「児童育成支援拠点事業」に関するものとなります。 本調査は、こども家庭庁から委託を受け、株式会社日本総合研究所が実施しております。
1	本アンケート調査票は、 Webアンケートへアクセスできない場合 、または、 回答部署が複数部署に跨り、同時並行で回答を進めたい場合 に使用してください。 または、Webアンケートでの回答内容の上席者への確認・決裁のためにご使用ください。 WebアンケートURL： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
2	自治体（共通） よりご回答ください。自治体（共通）の回答内容により、回答する資料が異なりますのでご注意ください。 ●児童育成支援拠点事業実施自治体⇒自治体（共通）、自治体（実施自治体）、自治体（実施自治体拠点①）※拠点ごとにシートをコピーしてお答えください。 ●児童育成支援拠点事業未実施自治体⇒自治体（共通）、自治体（未実施自治体）
3	各アンケートの回答方式は以下の通りです。 自由回答：回答枠に回答を記載してください 単一回答：選択肢より該当する数字を選び、回答欄に☑をお選びください 複数回答：選択肢のうち該当するものに、回答欄に☑をお選びください その他：選択肢で「その他」を選択した場合には、具体的な内容を該当する回答欄に記載してください ※複数回答の設問にて「排他」と記載の選択肢を選択する場合、他の選択肢は選択しないでください。

<共通設問>

貴自治体の基礎的な情報についてお伺いします。

Q 1 貴自治体名をご記入ください。【自由記述】

都道府県名

市区町村名

Q 2 ご回答部署に関する情報をご記入ください。【自由記述】

※個人の電話番号やメールアドレスを記入しないでください

部署名

部署電話番号 ハイフンなし

部署メールアドレス 半角英数字

Q 3 貴自治体における要保護・要支援児童の人数をご記入ください。【自由記述（数字）】

※令和7年3月31日時点の数字をお答えください。or ※把握している最新の数字（直近3年以内）をお答えください。

※当該日付時点の受理人数をお答えください。

※わからない・不明の場合は「0」とご記入ください。

要保護・要支援児童の人数 (人) 半角数字

Q 4 貴自治体はこども家庭センターを設置していますか。【単一回答】

1 設置している

2 設置していない

Q 5 貴自治体は児童育成支援拠点事業を実施していますか。【単一回答】

1 実施している

2 実施していない

本事業に関する「量の見込み」の算出状況をお選びください。【単一回答】

※国が提示する量の見込みとは「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に記載の算出方法です。

詳しくは以下URLのPDF（p.31）をご覧ください。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c9e1a6a-698b-4f73-a402-d3cc3fee4f07/410f2c88/20241010_policies_kokoseido_law_jimurenraku_290.pdf

Q 6

② 児童育成支援拠点事業

$$\text{【量の見込み（人）】} = \frac{\text{【A推計児童数（人）】} \times \text{【C対象児童数（人）】}}{\text{【B6歳以上の児童数（人）】}}$$

A 推計児童数………各年の年齢各歳別（6～17歳）のデータ

B 6歳以上の児童数……対象児童数算出時点の6～17歳の児童人口

C 対象児童数………相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計。なお、対象児童数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員が対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

1 国が提示する算出方法で算出している

2 国が提示する算出方法以外で算出している

3 算出していない

Q 7 Q6で「量の見込み」を算出された自治体にお伺いします。

令和7年度の量の見込みについて具体的に記入してください。【Q6=A1,A2、自由記述（数値）】

1 (人) 半角数字

Q 8 Q6で「量の見込み」を算出された自治体にお伺いします。

Q6で『国が提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的に記入ください。【Q6=A1,A2、自由記述】

1

Q 9 Q6で「量の見込み」を算出されていない自治体にお伺いします。

算出を行っていない理由について該当するものをすべてお選びください。【Q6=A3、複数回答、A6=排他】

1 本事業に関する「量の見込み」を立てる必要があることを知らなかった

2 本事業に関する「量の見込み」の計算式を知らなかった

3 対象児童の定義を定めていない

4 対象児童の定義を行ったが、対象児童数を調査していない

5 その他（具体的に記入ください）

6 特になし

詳細記入欄

<実施自治体向け設問>

以降の設問では、貴自治体での児童育成支援拠点事業（以下本事業）の実施状況をお伺いします。

Q 10 貴自治体で整備している拠点名を全てご記入ください。
また各拠点について別シート「自治体（実施自治体拠点①）」を拠点ごとにコピーして番号を①②③…と振り、それぞれご記入ください。【自由記述】

拠点名	拠点名	拠点シート記入済番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

Q 11 本事業の企画立案～予算を確保するにあたり苦労した点・課題について当てはまる内容をすべてお選びください。【複数回答、A13=排他】

必要性	1 そもそも支援の必要性を示すことに苦労した 2 量の見込みを算出することに苦労した 3 利用見込みの児童がわからなかったため、調査に苦労した 4 どういった支援をすればよいのか、支援の具体化に苦労した 5 子ども食堂等他取組との調整に苦労した	
予算・拠点	6 支援は必要であるという認識だが、予算獲得に十分な説明ができず苦労した 7 専用拠点整備のための初期コストが高く苦労した 8 専用拠点の維持コストが高く苦労した	
体制	9 利用可能な専用拠点や候補拠点がなく、拠点確保に苦労した 10 地域にサービス提供可能な事業者がおらず、事業者確保に苦労した 11 事業を実施するための市町村側の体制が確保できず苦労した 12 関係機関（要対協、学校、医療機関など）との調整に苦労した 13 特になし 14 その他（具体的にご記入ください）	
		詳細記入欄

Q 12 本事業を運用するにあたり苦労した点・課題について当てはまる内容をすべてお選びください。【複数回答、A10=排他】

拠点運営	1 拠点の運営管理業務に苦労している 2 拠点の人材確保に苦労している 3 利用者が少なく苦労している 4 外部連携先との調整業務に苦労している 5 子ども食堂等他取組との調整に苦労している	
予算	6 事業実施の予算が足りず苦労している 7 専用拠点の維持コストが高く苦労している	
体制	8 事業を実施するための市町村側の体制が十分に確保できず苦労している 9 関係機関（要対協、学校、医療機関など）との調整に苦労している 10 特になし 11 その他（具体的にご記入ください）	
		詳細記入欄

Q 13 その他事業の実施にあたっての課題や国や都道府県への意見、要望等ございましたらご記入ください。【自由記述】
※「特になし」の場合は、「特になし」とご記入ください。

1	
---	--

<実施自治体向け設問（拠点ごと回答）>

以降の設問では、貴自治体での児童育成支援拠点事業（以下本事業）の各拠点での提供体制をお伺いします。
※必要に応じて委託先の事業者や事業所に確認のうえご回答ください。

Q 14 本シートで記入する拠点名をご記入ください。【自由記述】

1

Q 15 拠点の運営者をお伺いします。運営者の分類として該当するものをお選びください。【単一回答】

1 自治体【直営】
2 ども・若者の居場所提供事業者
3 児童養護拠点運営事業者
4 児童館・放課後児童クラブ運営事業者
5 フリースクール運営事業者
6 その他児童福祉関連の支援事業者
7 児童福祉以外の福祉関連事業者
8 その他（具体的にご記入ください）

詳細記入欄

拠点の基本情報をお伺いします。

Q 16 事業開始年月と令和6年度の利用者数（登録者数）、長期休暇期間とそれ以外の平日それぞれの定員・開所日数・開所時間についてご記入ください。【自由記述】
※利用者数（登録者数）は、「年間で一度でも利用登録があった方の総数」についてご記入ください。

事業開始年月	<input type="text"/>	年
	<input type="text"/>	月
令和6年度の利用者数（登録者数）	<input type="text"/>	人
【平日】		
定員（当日の最大受入人数）	<input type="text"/>	人
開所日数（週）	<input type="text"/>	日（プルダウンで選択）
開所時間	<input type="text"/>	（記入例：11:00-20:00）
【長期休暇】		
定員（当日の最大受入人数）	<input type="text"/>	人
開所日数（週）	<input type="text"/>	日（プルダウンで選択）
開所時間	<input type="text"/>	（記入例：11:00-20:00）

Q 17 長期休暇期間中の開所に関する課題について、該当するものすべてをお選びください。【複数回答、A5＝排他】

1 食事の提供必要回数が増えて負担である
2 人員体制の確保が難しい
3 課外活動等の中での行事企画の必要性が高まり負担である
4 送迎の需要等が増えて負担である
5 特に課題はない
6 その他（具体的にご記入ください）

詳細記入欄

Q 18 本事業を実施している建物を持つ本事業以外の機能（その他の拠点機能）をお選びください。【単一回答】

1 その他の機能はない
（本事業（もしくは前身事業）のために新築または新たに確保した専用拠点）
2 学校
3 社会的養護関連拠点
4 空き物件（他の機能なし）の活用
5 その他子育て関連拠点（例：児童館、放課後児童健全育成事業実施拠点、子育て支援拠点など、具体的にご記入ください）
6 その他（具体的にご記入ください）

詳細記入欄（選択肢5or6を選択の場合、具体的にご記入ください）

Q 19 本事業を実施する建物内で他事業を実施している場合、本事業用の専用スペースを設置する中でステイグマ（※）対策を実施していますか。
実施している場合、詳細記入欄に実施内容をご記入ください。【単一回答】
※ステイグマとは、ある人や集団に対して、社会的に否定的なラベルや偏見が付けられ、それによって差別や排除が生じることを指します。

1 ステイグマ対策を実施している
2 ステイグマ対策を実施していない
3 同じ建物内で他事業は実施していない

詳細記入欄（選択肢1を選択の場合、実施内容を具体的にご記入ください）

当該拠点での人員配置状況・研修についてお伺いします。

Q 20 実際に配置されている職員の数について、職員の合計人数、1日に必要な平均的な人数をご記入ください。【自由記述（数値）】
※ボランティアとは、雇用契約に基づく報酬を支払わない職員を指します。

	常勤職員	非常勤職員	ボランティア	人
職員の合計人数				
1日に必要な人数（平均的な値）				

Q 21 人材確保の方法について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】

- 1 求人サイト・求人情報誌
- 2 人材派遣
- 3 ハローワーク
- 4 拠点勤務者・利用者からの紹介
- 5 自治体広報
- 6 その他（具体的に記入ください）

詳細記入欄

Q 22 長期休暇期間中の開所に際して、人員体制整備のために取組んでいることについてお選びください。【複数回答、A3=排他】

- 1 長期休暇期間中は新規人員の補充を行っている（短期での採用等）
- 2 既存人員に多くシフトに入ってもらっている
- 3 特になし
- 4 その他（具体的に記入ください）

詳細記入欄

Q 23 採用した人材を定着させるために工夫している点があればご記入ください。【自由記述】
※「特になし」の場合は、「特になし」とご記入ください。

1

Q 24 活用している既存研修があれば、具体的に記入ください。【自由記述】
※「特になし」の場合は、「特になし」とご記入ください。

1

当該拠点での支援内容の詳細についてお伺いします。

Q 25 児童育成支援拠点事業実施要綱にて示されている支援内容について実施状況をそれぞれ教えてください。

(1) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）

① 入浴設備を整備していますか。【単一回答】

- 1 整備している
- 2 整備していない

② 入浴設備を整備している場合、入浴設備の確保方法についてご記入ください。【単一回答】（Q25 (1) ①=1）

- 1 既存の設備を利用している
- 2 新規に入浴設備を整備した
- 3 その他（具体的に記入ください）

詳細記入欄

(2) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

① 学習支援を実施する上での課題についてお選びください。【複数回答、A3=排他】

- 1 児童の状況にあった十分な学習サポートを行うことが困難である
- 2 進路・受験指導までの対応が困難である
- 3 特になし
- 4 その他（具体的に記入ください）

詳細記入欄

② 学習支援を実施する上での工夫についてお選びください。【複数回答、A5=排他】

- 1 学校の先生に依頼するなど、学校と連携・協力して学習支援を実施している
- 2 地域の機関（アリススクール等）と連携・協力して学習支援を実施している
- 3 学習支援を外部事業者に委託している
- 4 学習支援を実施できるボランティア職員を採用している
- 5 特になし
- 6 その他（具体的に記入ください）

詳細記入欄

(3) 食事の提供

① 食事の調達方法として該当するものをすべてお選びください。【複数回答】

- 1 拠点内で職員が調理している
- 2 拠点外で職員が調理している
- 3 外部から購入している
- 4 その他（具体的に記入ください）

詳細記入欄

② おおよその1人1食あたりの単価をご記入ください。【自由記述（数値）】

円/食・人

(4) 課外活動の提供

課外活動に関して、ガイドラインでは以下の具体例を記載していますが、実際に行っている活動について具体的に記入ください。【自由記述】

【ガイドライン：具体的な実施例】

- ・調理実習、農業体験
- ・年中行事の体験
- ① 学校訪問
- ・拠点外での体験活動や遊びの提供
- ・身近な観光地の見学、地域のイベントへの参加
- ・社会資源を知る、つながる機会の提供
- ・地域住民と接する機会や地域のイベント、ボランティア、職業体験等、社会参画へ導く機会の提供 等

(5) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

① 白ごころから連携している関係機関先についてすべてお選びください。【複数回答、A5=排他】

1 学校	<input type="checkbox"/>
2 医療機関	<input type="checkbox"/>
地域の福祉事業実施機関（放課後児童健全育成事業や放課後等デイサービス、教育支援センター（適応指導教室）、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等）（具体的にご記入ください）	<input type="checkbox"/>
3 児童向けの活動を行う地域団体	<input type="checkbox"/>
4 特になし	<input type="checkbox"/>
5 その他（具体的にご記入ください）	<input type="checkbox"/>
詳細記入欄	<input type="text"/>

② 学校と連携している場合、学校との連携における課題について教えてください。【複数回答】（Q25 (5) ①=1、A5=排他）

1 学校内で本事業の周知・理解が十分に進んでいない	<input type="checkbox"/>
2 個人情報等を理由に情報共有に協力いただけない	<input type="checkbox"/>
3 学校からの相談を受けて本事業の利用につながる事ができない	<input type="checkbox"/>
4 連絡はあるものの担任等から直接ではない為、正確な状況把握ができない場合がある	<input type="checkbox"/>
5 特になし	<input type="checkbox"/>
6 その他（具体的にご記入ください）	<input type="checkbox"/>
詳細記入欄	<input type="text"/>

③ 学校と連携している場合、学校との連携を推進するために実施している取組を教えてください。【複数回答】（Q25 (5) ①=1、A6=排他）

1 市町村が学校・教育委員会等に事業説明を行っている	<input type="checkbox"/>
2 事業者が学校・教育委員会等に事業説明を行っている	<input type="checkbox"/>
3 市町村が学校・教育委員会等に連携を依頼している	<input type="checkbox"/>
4 学校と事業者間の情報共有のルールを決めて運用している	<input type="checkbox"/>
5 学校と事業者の定期的な情報共有すり合わせの機会を設けている	<input type="checkbox"/>
6 特になし	<input type="checkbox"/>
7 その他（具体的にご記入ください）	<input type="checkbox"/>
詳細記入欄	<input type="text"/>

④ 以下のような「対応に苦慮する場面」はありますか。該当するものがあればすべてお選びください。【複数回答】（A3=排他）

※ここでの「対応に苦慮する場面」とは関係機関（市町村、児童相談所、警察等）と連携する必要があるような場面を指します。

1 虐待を通告する場面	<input type="checkbox"/>
2 閉所時間に対象児童の帰り渋りが発生した場面	<input type="checkbox"/>
3 特に対応に苦慮する場面はない	<input type="checkbox"/>
4 その他（具体的にご記入ください）	<input type="checkbox"/>
詳細記入欄	<input type="text"/>

(6) 保護者への情報提供、相談支援

① 保護者へ実施している支援の内容について該当するものすべてお選びください。【複数回答】

1 送迎の際の声掛け	<input type="checkbox"/>
2 児童の様子共有	<input type="checkbox"/>
3 子育てサービスや資源の情報提供	<input type="checkbox"/>
4 子育てサービス利用に向けてのつなぎ役や同行支援	<input type="checkbox"/>
5 定期的な面談の実施	<input type="checkbox"/>
6 その他	<input type="checkbox"/>
詳細記入欄	<input type="text"/>

② 保護者への支援を行う主たる担当として該当するものをお選びください。【単一回答】

1 児童を支援している職員	<input type="checkbox"/>
2 保護者への支援を専門に行う職員	<input type="checkbox"/>
3 自治体のケースワーカー	<input type="checkbox"/>
4 その他	<input type="checkbox"/>
詳細記入欄	<input type="text"/>

(7) 送迎支援

① 送迎支援を実施していますか。【単一回答】

1 送迎支援を実施している	<input type="checkbox"/>
2 送迎支援を実施していない	<input type="checkbox"/>

送迎支援を実施する際、1日当たりの送迎の回数をご記入ください。また1回あたりの送迎にかかる時間をご記入ください。【Q25 (7) ①=1、自由記述】

※送り迎えはそれぞれ1回とカウントしてください。例えば1日に対象児童1人に対して送り迎え双方を行った場合、その日の送迎実施回数は2回となります。

1日あたりの送迎の実施回数（平均）	<input type="text"/>	（回/日）
1回あたりの送迎にかかる時間（平均）	<input type="text"/>	（分/回）

当該拠点において、対象児童への支援の質の向上のために上記事項以外で特に工夫している取組があれば、具体的にご記入ください。

（例：ガイドラインに記載されている事項以外に実施している取組、児童との関係づくりのために実施している取組、利用者側に拠点が選ばれた工夫など）【自由記述】

※「特になし」の場合は、「特になし」とご記入ください。

Q 26

1

<input type="text"/>

当該拠点での利用対象者の詳細についてお伺いします。

Q 27 実際に登録されている児童（されたことのある児童も含む）の学年・年齢について、該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
※令和7年8月時点の状況を回答ください

1 小学生低学年（6歳～8歳）
2 小学生中学年（9歳～10歳）
3 小学生高学年（11歳～12歳）
4 中学生（13歳～15歳）
5 16歳以降

Q 28 当該拠点を利用する児童が抱えている背景として、該当するものをすべてお選びください。【複数回答、A5＝排他】
※実際に利用者がいた選択肢について選択してください。（対象者として設定しているが利用が無い選択肢は選ばないでください。）

1 不登校
2 経済的困窮家庭
3 ひとり親家庭
4 ネグレクト家庭
5 特に該当するものはない
6 その他（具体的にご記入ください）

詳細記入欄

18歳以上への支援について、ガイドラインにて以下の通りの整理となっています。どのように対応しているか該当するものをすべてお選びください。【複数回答、A5＝排他】

Q 29 【ガイドライン引用】
加えて、18歳到達後に継続的に支援が必要と認められる場合は、継続利用も可能とするが、本事業の対象は、18歳未満であることを踏まえ、年齢やニーズにあったほかの適切な支援が利用できるように、市町村はこども家庭センターを含む関係部署と連携して支援を検討する必要があります。

1 同拠点にて継続的に支援している
2 他の若者向け支援事業に接続している
3 その他の支援事業に接続している
4 その他（具体的にご記入ください）
5 特に18歳以上の支援や他事業への接続はしていない

事業名（選択肢2を選択の場合）
事業名（選択肢3を選択の場合）
詳細記入欄

Q 30 実際の利用者の中に、以下のような障害や困難・課題などを抱えた児童はいますか。該当するものをすべてお選びください。【複数回答、A8＝排他】
※今の利用者だけでなく過去にいた、という場合も含めてご回答ください。

1 発達障害
2 身体障害
3 知的障害・知的な遅れ
4 精神的課題（うつ・不安障害等）
5 非行・問題行動（万引き、喫煙、いじめ加害など）
6 学習の遅れ
7 外国語/外国ルーツ
8 特定の困難・課題を抱えた児童はいない
9 その他（具体的にご記入ください）

詳細記入欄

当該拠点での支援の流れについてお伺いします。

Q 31 当該拠点の事業者が利用にあたって相談を受けるまでの流入経路について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】

1 母子保健・児童福祉機能の相談
2 学校からの相談
3 保護者からの相談
4 児童本人からの相談（直接の来訪など）
5 児童相談所からの相談
6 その他（具体的にご記入ください）

詳細記入欄

当該事業の利用にあたってのアセスメントの状況についてお伺いします。

Q 32 本事業の利用を決定するにあたって、児童及び家庭のアセスメントを実施していますか。【単一回答】

1 実施している
2 実施していない

当該拠点での個人情報取り扱いについてお伺いします。

Q 33 利用決定前の調整段階と利用決定後のそれぞれのタイミングで、利用対象者情報として当該拠点に共有している情報をすべてお選びください。【複数回答】

【利用決定前の調整段階】

- 1 児童の基礎情報（氏名等）
- 2 児童の抱える疾患や障害
- 3 児童の家族構成
- 4 保護者等の状況
- 5 本事業の支援を行うことが適切であると判断した事由
- 6 サポートプラン等の内容
- 7 福祉サービス・機関等の利用状況（サポートプラン等に記載のないもの）
- 8 過去の相談履歴
- 9 行政以外のサポート体制
- 10 その他（具体的にご記入ください）

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

詳細記入欄

<input type="text"/>

【利用決定後】

- 1 児童の基礎情報（氏名等）
- 2 児童の抱える疾患や障害
- 3 児童の家族構成
- 4 保護者等の状況
- 5 本事業の支援を行うことが適切であると判断した事由
- 6 サポートプラン等の内容
- 7 福祉サービス・機関等の利用状況（サポートプラン等に記載のないもの）
- 8 過去の相談履歴
- 9 行政以外のサポート体制
- 10 その他（具体的にご記入ください）

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

詳細記入欄

<input type="text"/>

当該拠点の外部連携の状況について伺います。

Q 34 事業者の個別ケース会議（要対協に限らない）への参加状況をお選びください。【単一回答】

- 1 参加している
- 2 参加していない
- 3 その他（具体的にご記入ください）

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

詳細記入欄

<input type="text"/>

Q 35 当該拠点における外部機関連携に関して、外部機関との関係づくりや日々の連携に関して工夫している点があれば、具体的にご記入ください。【自由記述】
※「特になし」の場合は、「特になし」とご記入ください。

1

<input type="text"/>

Q 36 当該拠点は本事業開始前に財団等からの助成を受けていましたか。【単一回答】

- 1 助成を受けていた
- 2 助成を受けていない
- 3 わからない

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

Q 37 **Q36で財団等から助成を受けていた場合**、本事業への移行で苦慮した点・課題はありますか。具体的にご記入ください。【Q37=A1、自由記述】
※「特になし」の場合は、「特になし」とご記入ください。

1

<input type="text"/>

<未実施自治体向け設問>

以降の設問では、**貴自治体での児童育成支援拠点事業の検討状況**をお伺いします。

Q 10 貴自治体の本事業検討状況をお選びください。【単一回答】

1 令和7年度内に実施予定である	
2 令和8年度実施に向けて調整中である	
3 今後の事業実施に向けて具体的に検討を実施中である	
4 具体的な検討は行っていないが、情報収集中である	
5 事業に関心はあるが、特に検討はしていない	
6 既に日本財団の子ども第三の居場所事業を実施しており、検討していない	
7 全く検討していない	

Q 11 本事業開始にあたっての課題について該当するものをすべてお答えください【複数回答】
※「特になし」の場合は、「その他」をお選びの上、次の設問で「特になし」とご記入ください。

必要性	1 そもそも本事業の必要性が分からない	
	2 量の見込みが算出できていないため支援の必要性を明示できない	
	3 利用見込み児童が少なく、予算化が難しい	
	4 どういった支援をすればよいかよく分からない（仕様書が書けない）	
予算・拠点	5 子ども食堂等の他取組で居場所整備のニーズを満たしている（事業実施不要の判断）	
	6 支援は必要であるという認識だが、予算獲得に十分な説明ができない	
	7 専用拠点整備のための初期コストが高い	
	8 専用拠点の維持コストが高い	
	9 利用可能な専用拠点候補地点がない	
	10 地域にサービス提供可能な事業者がない	
体制	11 事業を実施するための市町村側の体制が確保できない	
	12 関係機関（要対協、学校、医療機関など）との調整が難しい	
その他	13 児童育成支援拠点事業で取り扱うような重い困難事例の児童については児童相談所（都道府県）に対応を委ねている	
	14 その他（次の設問で具体的に記入ください）	

Q 12 Q11で選んだ選択肢についてその選択した理由をご記入ください。【自由記述】

1

Q 13 Q11で5の選択肢（子ども食堂等の他取組で居場所整備のニーズを満たしている（事業実施不要の判断））をお選びの方にお伺いします。
実施されている事業名をすべてお選びください。【Q11=5、複数回答】

事業名【複数回答】	1 地域こどもの生活支援強化事業	
	2 こどもの居場所づくり支援体制強化事業	
	3 支援対象児童見守り強化事業	
	4 こどもの生活学習支援事業	
	5 こどもの学習生活支援事業	
	6 放課後児童健全育成事業、放課後子供教室事業	
	7 その他（具体的に記入ください）（例：沖縄子どもの貧困緊急対策事業補助金、東京都子供の居場所創設事業など）	
	事業名【自由記述】	

Q 14 貴自治体において今後取り組んでいきたいと考えているものとして該当するものがあればすべてお選びください【複数回答、A5=排他】

1 こども・若者向けの居場所の確保	
2 不登校対策・フリースクールの支援	
3 不適切な養育環境にいるこどもへの支援	
4 子育てに不安や孤立感、疲れ等を抱える家庭への支援	
5 特になし	

Q 15 本事業の実施にあたり国や都道府県からどのような支援が必要か、ご要望がございましたらご記入ください。【自由記述】
※「特になし」の場合は、「特になし」とご記入ください。

1

2. 申請様式

<高槻市_利用申込書>

様式第1号（第6条関係）

高槻市児童育成支援拠点事業利用申込書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

（保護者） 住所 高槻市
氏名
電話番号

高槻市児童育成支援拠点事業について、次のとおり利用を申し込みます。

ふりがな 児童氏名					
生年月日					
学校名・学年					
児童の 健康状態	アレルギー 無 ・ 有 （具体的に ）				
	（その他注意を要する事項）				
保 護 者 ・ 家 族 欄	続柄	ふりがな 氏名	生年月日	勤務先 学校	連絡先
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
申 込 理 由					

本事業を利用するにあたり、次の事項に同意します。

- ・高槻市と委託契約を結んだ事業者が支援を行います。切れ目のない支援の実施のために、高槻市と事業者が事前面接内容や支援実施状況等について情報共有します。

3. 報告様式

<熊本市__月次業務報告書>

令和 年 (年) 月 日

熊 本 市 長 宛

受託者名

業 務 報 告 書

令和 年 (年) 月に実施した実施状況については、次のとおりです。

- 1 開所日数：() 日
- 2 ボランティア人数： 延べ () 名
- 3 利用者内訳

利 用 者	延べ () 人
	内訳 未就学児 () 人 小学校低学年 () 人 小学校高学年 () 人 中学生 () 人 高校生 () 人 その他 () 人 ※その他備考：

4 支援内訳

食事の提供	昼食	配食回数延べ () 回
	夕食	配食回数延べ () 回
送迎支援	往路	支援回数延べ () 回
	復路	支援回数延べ () 回
相談支援	保護者	支援回数延べ () 回
	こども	支援回数延べ () 回
	その他	支援回数延べ () 回
野外活動	有・無	活動回数 () 回
会議出席	有・無	関係機関との会議の出席回数 () 回
見学	有・無	見学で対応回数 () 回
ペアレント・トレ ーニング	実施回数	() 回
	参加実人数	○月○日実施分：() 人
		○月○日実施分：() 人
	プログラム 内容	○月○日実施分：()
○月○日実施分：()		
その他		

【今月の振り返り】※こどもの全体的な様子や今月の反省点、来月に向けての目標等

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for handwritten notes or text. It occupies the central portion of the page.

<熊本市_期ごと業務完了報告書>

令和〇年度熊本市児童育成支援拠点事業業務委託
第〇期業務完了報告書

令和 年 (年) 月 日

熊 本 市 長 殿

受託者 住 所
商号又
は名称
役職名
代表者氏名

下記の業務について、第4期の業務を完了しましたので報告します。

- 1 業務委託名：熊本市児童育成支援拠点事業業務委託
- 2 履行場所：
- 3 報告期間：令和 年 (年) 月 日～令和 年 (年) 月 日
- 4 延べ開所日数：() 日
- 5 延べボランティア人数：() 人

ボランティアを募集するうえで工夫した点、ボランティアと一緒に活動する上で配慮した点等

--

- 6 登録者数：() 人
- 7 実利用者数：() 人
- 8 延べ利用者数：() 人

内訳 未就学児 () 人 小学校低学年 () 人 小学校高学年 () 人 中学生 () 人 高校生 () 人 その他 () 人

- 9 児童の利用日数及び主な利用時間帯等 (児童ごとに記載)

児童名	3か月間の利用日数	主な利用時間	通所方法
(例) 児童①	30日	12:00～18:00	保護者による送迎

10 支援内訳

食事の提供	中食	延べ配食回数 () 回
	夕食	延べ配食回数 () 回
食事の提供で工夫した点や配慮した点等		
生活習慣形成支援内容		
生活習慣形成支援を行ううえで配慮した点等		
学習支援内容		
学習支援を行ううえで配慮した点等		
送迎支援	往路	延べ送迎回数 () 回
	復路	延べ送迎回数 () 回
	体制	人員 () 人 車両 () 台
	送迎範囲	〇〇区△△方面 □□km 所要時間 ◇◇ 時間 〇〇区△△方面 □□km 所要時間 ◇◇ 時間
相談支援	保護者	延べ支援回数 () 回
	子ども	延べ支援回数 () 回
	その他	延べ支援回数 () 回
相談内容	保護者	(例)「子どもの養育方法について () 回」 等
	子ども	(例)「学校のことについて () 回」 等

	その他	
相談への対応状況		
相談を受けるうえで配慮した点等		
野外活動	延べ活動回数（ ）回	
野外活動の内容	<small>(例)「〇月：動物園へ見学」等</small> 〇月：立田の森へ遠足	
野外活動を行ううえで工夫した点等		
会議出席	関係機関との会議延べ出席回数（ ）回	
会議の主な内容	<small>(例)〇〇小学校 通所にあたっての会議</small>	
見学	見学対応回数（ ）回	
見学の対応の際に配慮した点等		

1 1 3か月間で気づいた子どもたちの変化・居場所開設による子どもたちへの効果等

--

1 2 居場所を運営するうえで重点的に取り組んだ点等

--

13 ペアレント・トレーニングについて

プログラム実施数	() 回
1プログラムにおける回数	() 回
参加実人数	() 人
講座の内容	
実施による保護者の変化について	

14 事業の成果、今後の課題等

--

<高槻市_活動報告書>

高槻市児童育成支援拠点事業 活動報告書（令和 年 月分）

事業所名 _____

児童氏名		学年		保護者氏名	
------	--	----	--	-------	--

	利用日時	出欠	支援項目	児童及び保護者の様子、その他特記事項
1	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
2	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
3	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
4	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
5	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
6	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
7	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
8	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
9	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	
10	日 () : ~ :	出 . 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係機関及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 巡回支援	

	利用日時	出欠	支援項目	児童及び保護者の様子、その他特記事項
11	日 () : ~ :	出 - 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係構築及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 送迎支援	
12	日 () : ~ :	出 - 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係構築及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 送迎支援	
13	日 () : ~ :	出 - 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係構築及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 送迎支援	
14	日 () : ~ :	出 - 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係構築及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 送迎支援	
15	日 () : ~ :	出 - 欠	<input type="checkbox"/> 安全・安心な居場所の提供 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成 <input type="checkbox"/> 学習の支援 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 課外活動の提供 <input type="checkbox"/> 関係構築及び市との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供、相談支援 <input type="checkbox"/> 送迎支援	

支援実施回数	回	食事提供数	食	送迎回数	回
--------	---	-------	---	------	---

<高槻市__実施報告書>

高槻市児童育成支援拠点事業 実施報告書 (令和 年 月分)

事業者名 _____

日	時間	利用者数					食事提供数	送迎利用者数	職員配置数
		就学前	小学生	中学生	高校生	合計			
1	: ~ :								
2	: ~ :								
3	: ~ :								
4	: ~ :								
5	: ~ :								
6	: ~ :								
7	: ~ :								
8	: ~ :								
9	: ~ :								
10	: ~ :								
11	: ~ :								
12	: ~ :								
13	: ~ :								
14	: ~ :								
15	: ~ :								
16	: ~ :								
17	: ~ :								
18	: ~ :								
19	: ~ :								
20	: ~ :								
21	: ~ :								
22	: ~ :								
23	: ~ :								
24	: ~ :								
25	: ~ :								
26	: ~ :								
27	: ~ :								
28	: ~ :								
29	: ~ :								
30	: ~ :								
31	: ~ :								

別紙

別紙

-
1. 自治体向けアンケート調査結果詳細
 2. 自治体向け取組ポイント集
 3. 事業者等向け事業開始・運営の手引書
-